

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成25年12月10日提出
【計算期間】	第9期計算期間（自 平成24年9月11日 至 平成25年9月10日）
【ファンド名】	りそな・小型株ファンド
【発行者名】	アムンディ・ジャパン株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 ニコラ・ソヴァーチュ
【本店の所在の場所】	東京都千代田区内幸町一丁目2番2号
【事務連絡者氏名】	横田 陽子
【連絡場所】	東京都千代田区内幸町一丁目2番2号
【電話番号】	03-3593-5928
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

国内	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
株式	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

○属性区分表

その他資産 (投資信託証券 (株式))	目論見書または投資信託約款において、組入れている資産が主として投資信託証券であり、実質的に株式を投資対象とする旨の記載があるものをいいます。
年1回	目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
日本	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
ファミリー ファンド	目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。

＊ ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券（株式）））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（株式）とが異なります。

※ 商品分類表および属性区分表については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

③ 信託金の限度額

信託金の限度額は、300億円です。ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

(2) 【ファンドの沿革】

平成16年9月1日 ファンドの信託契約締結、ファンドの設定・運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

ファミリーファンド方式[※]で運用を行います。

ファンドはマザーファンドへの投資を通じて、主として国内の小型株に投資します。

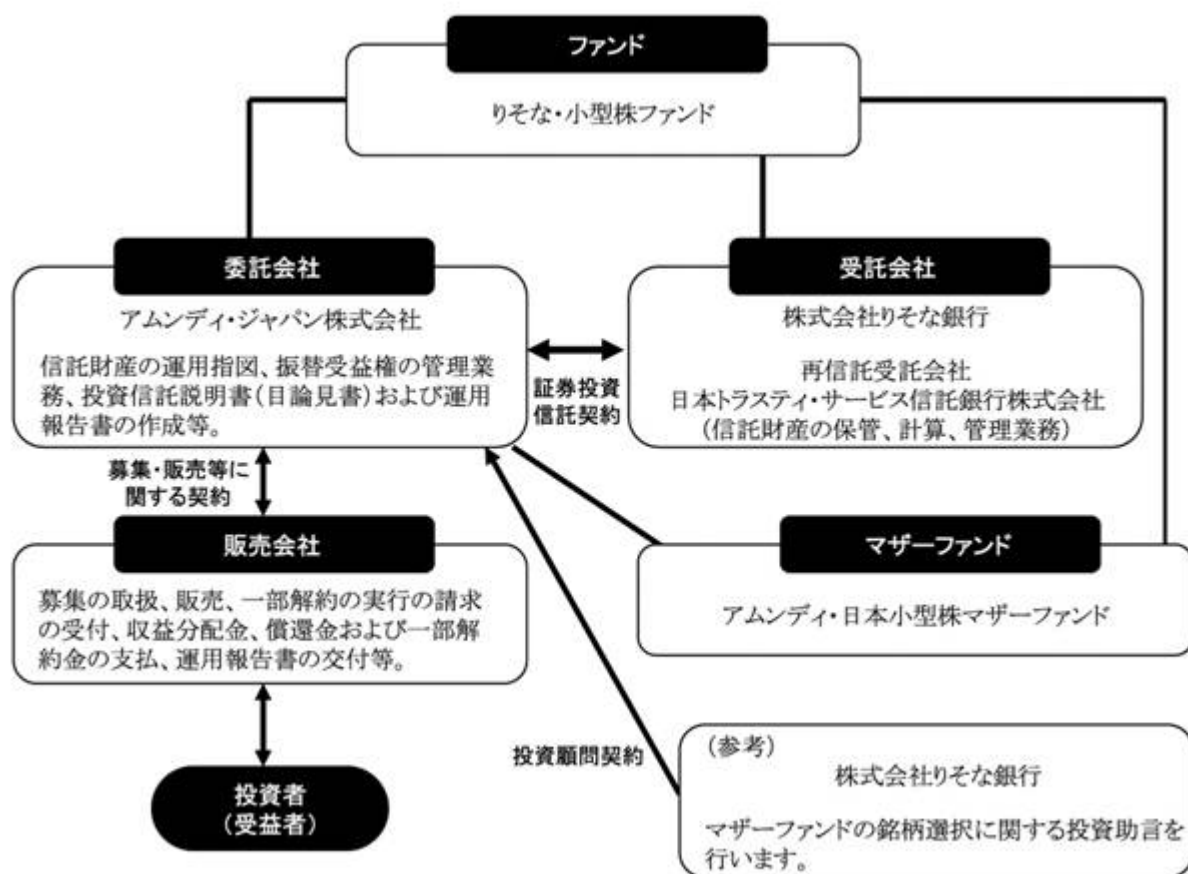
※ファミリーファンド方式とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、投資者からご投資いただいた資金をまとめてベビーファンドとし、その資金を主としてマザーファンドに投資して実質的な運用を行います。

ファンドの仕組みは、以下のとおりです。



◆資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの関係法人および関係業務は、以下の通りです。



《各契約の概要》

各契約の種類	契約の概要
募集・販売等に関する契約	委託会社と販売会社の間で締結する、募集の取扱、販売、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金、償還金および一部解約金の支払等に関する契約
証券投資信託契約 (証券投資信託にかかる信託契約（信託約款））	委託会社と受託会社の間で締結する、当該証券投資信託の設定から償還にいたるまでの運営にかかる取り決め事項に関する契約
投資顧問契約	委託会社と投資顧問会社との間において「投資顧問契約」を締結しており、委託会社はマザーファンドの銘柄選択に関する助言を受けます。

委託会社の概況

名 称 等	アムンディ・ジャパン株式会社（金融商品取引業者 登録番号 関東財務局長（金商）第350号）			
資本金の額	12億円			
会 社 の 治 革	昭和46年11月22日 山一投資カウンセリング株式会社設立 昭和55年 1月 4日 山一投資カウンセリング株式会社から山一投資顧問株式会社へ社名変更 平成10年 1月28日 ソシエテ ジェネラル投資顧問株式会社（現アムンディ・ジャパンホールディング株式会社）が主要株主となる 平成10年 4月 1日 山一投資顧問株式会社からエスジー山一アセットマネジメント株式会社へ社名変更 平成10年11月30日 証券投資信託委託会社の免許取得 平成16年 8月 1日 りそなアセットマネジメント株式会社と合併し、ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社へ社名変更 平成19年 9月30日 金融商品取引法の施行に伴い同法の規定に基づく金融商品取引業者の登録を行う 平成22年 7月 1日 クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社と合併し、アムンディ・ジャパン株式会社へ社名変更			
大 株 主 の 状 況	名 称	住 所	所有株式数	比 率
	アムンディ・ジャパンホールディング株式会社	東京都千代田区内幸町一丁目2番2号	2,400,000株	100%

（本書作成日現在）

《アムンディ概要》

アムンディは、運用資産規模で7,461億ユーロ（約96兆円、1ユーロ＝128.53円で換算。2013年6月末現在）を超え、欧州第1位[※]、世界ではトップ・テン[※]に入るグローバルプレーヤーの運用会社です。世界30ヵ国以上の主要な投資地域の中心に拠点を持ち、すべてのアセットクラスや主要通貨を網羅する広範囲な運用商品を提供しています。

アムンディは、世界中の1億人以上の個人投資家のお客様のニーズに応えるべく、貯蓄・投資手段の提供に力を注いでいます。また、機関投資家のお客様については、個別の要望やリスク許容度に応じた、革新的で良好なパフォーマンスを生み出すような商品を開発、提供しています。

※ インベストメント・ペンション・ヨーロッパによるトップ400社調査（2013年6月版（数値は2012年12月末現在））

2【投資方針】

(1)【投資方針】

① 運用方針

ファンドは、中長期的な信託財産の成長を図ることを目標として運用を行います。

② 投資態度

(イ) アムンディ・日本小型株マザーファンドへの投資を通して、実質的に国内の小型株に分散投資を行うことにより、積極的に収益の獲得を目指します。このほか、東証一部および東証二部、地方取引所等、店頭市場への上場・登録銘柄に直接投資することがあります。^{*1}

アムンディ・日本小型株マザーファンドの投資対象は東証一部および東証二部、地方取引所等、店頭市場への上場・登録銘柄です。^{*1}

(ロ) 小型株市場の中から、徹底したファンダメンタル・リサーチ（企業分析）により成長企業を発掘し、バリュエーション分析（割高・割安分析）で銘柄の割安度を総合判断して投資することで、中長期的なキャピタルゲイン（値上がり益）の獲得を目指します。

(ハ) Russell/Nomura Small Cap Growth インデックス^{*2}をベンチマーク（運用目標）とし、中長期において、ベンチマークを上回ることを目標とします。株式への実質投資割合は、原則として高位とします。

(ニ) ポートフォリオの構築にあたっては、分散投資を基本としリスク分散を図ります。

(ホ) 資金動向、市況動向等の急変により上記の運用が困難となった場合、暫定的に上記と異なる運用を行う場合があります。

(ヘ) マザーファンドの銘柄選択にあたっては、株式会社りそな銀行の投資助言を受けるものとします。

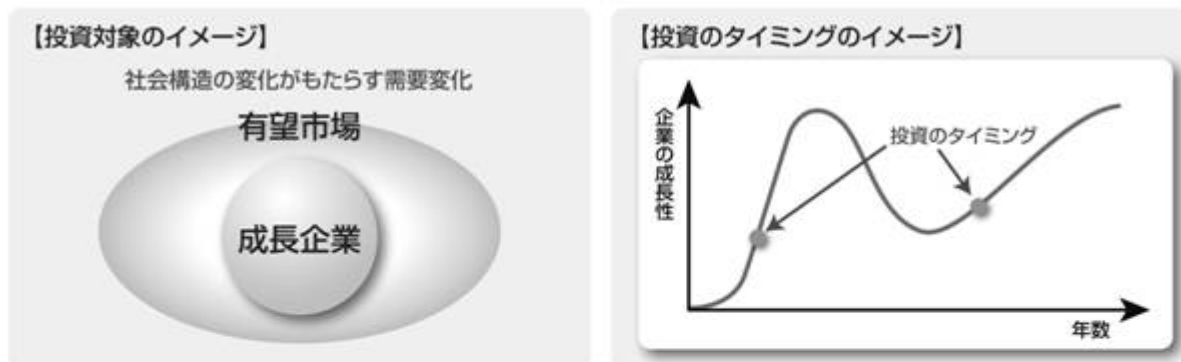
株式会社りそな銀行は、銀行法、金融商品取引法、その他の関連する法令等を遵守して、マザーファンドの銘柄選択に関して投資助言を行います。なお、投資助言を行うにあたっては、融資業務などの銀行業務で得た情報を利用いたしません。

^{*1} 当該基準については、ファンドに組入れる際に適用するものとします。

^{*2} Russell/Nomura Small Cap Growth インデックスは、Russell/Nomura 日本株インデックスのスタイル別の指数です。Russell/Nomura Total Market インデックスは、わが国の全上場銘柄の浮動株調整後時価総額の98%超をカバーしております。このうち、時価総額の下位約15%の銘柄の中でグロース銘柄を対象としてRussell/Nomura Small Cap Growth インデックスが構成されています。Russell/Nomura Small Cap Growth インデックスは、野村證券株式会社が公表している指数で、その知的財産権は野村證券株式会社及び Russell Investments に帰属します。なお、野村證券株式会社及びRussell Investments は、当該インデックスの正確性、完全性、信頼性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負うものではありません。

③ 運用プロセス

- 社会構造の変化によりもたらされる需要変化を成長の機会と捉えます。
- 需要変化により発生する有望市場に関連する企業に投資します。



- 株式会社りそな銀行は、小型株運用に特化した経験豊富な運用チームによるリサーチ活動により銘柄を厳選し、委託会社に投資助言を行います。
- 委託会社は投資助言を基に最終的に銘柄を決定し、投資します。



上記は本書作成日現在の運用プロセスです。ファンドの運用プロセスは変更されることがあります。

◆資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

追加的記載事項

小型株とは

小型株とは一般的に、発行済み株式数が少なく、時価総額※が小さい株式のことをいいます。

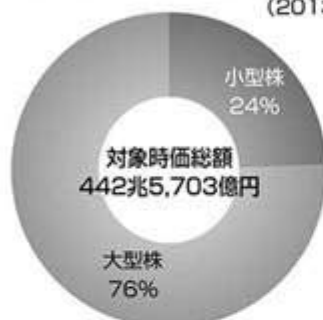
※時価総額とは、株式を発行している企業の株をすべてお金に換えた場合の金額です。
「時価×発行済み株式数＝時価総額」として計算されます。

■知名度が低い企業や上場したばかりの若い企業が多いのが特徴です。

※ファンドでは、購入時点で日本の全上場銘柄の時価総額構成比が下位30%相当の銘柄を投資対象とします。本書作成日現在。

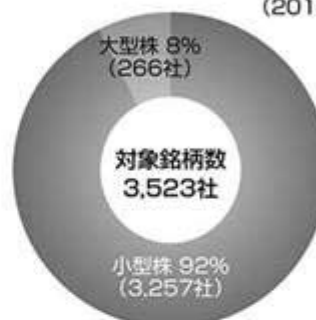
時価総額に占める小型株と大型株の比率

(2013年9月末現在)



銘柄数に占める小型株と大型株の比率

(2013年9月末現在)



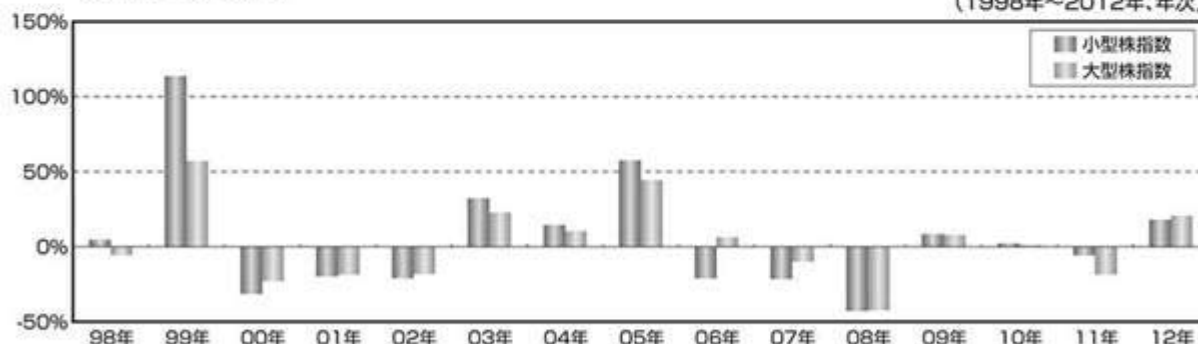
出所：大和証券株式会社のデータを基に、アムンディ・ジャパン株式会社が作成。

※対象は日本の全上場銘柄。時価総額3,000億円未満を小型株、時価総額3,000億円以上を大型株としています。

小型株と大型株の年間騰落率の推移

■小型株全体の業績の変化率は大きく、株価上昇時にはより大きなリターンが期待できる場合があります。

(1998年～2012年、年次)



出所：ブルームバーグのデータを基に、アムンディ・ジャパン株式会社が作成。

※小型株指数はRussell/Nomura Small Cap Growth インデックス、大型株指数はRussell/Nomura Large Cap インデックスを使用しています。

※Russell/Nomura Large Cap インデックスは、Russell/Nomura 日本株インデックスの規模別の指数です。

Russell/Nomura Total Market インデックスは、わが国の全上場銘柄の浮動株調整後時価総額の98%超をカバーしています。このうち、時価総額の上位約85%に最も近く、50銘柄の倍数になる銘柄からRussell/Nomura Large Cap インデックスが構成されています。

※Russell/Nomura Large Cap インデックスは、野村證券株式会社が公表している指数で、その知的財産権は野村證券株式会社およびRussell Investmentsに帰属します。なお、野村證券株式会社およびRussell Investmentsは、当該インデックスの正確性、完全性、信頼性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負うものではありません。

●小型株は、株式市場全体の値動きに比べ値動きが大きくなる傾向があり、株式市場全体が下落した場合、その値動き以上に大幅に下落するおそれがあります。

●上記のグラフは過去のものであり、将来の運用成果などを示唆または保証するものではありません。

追加的記載事項

小型株の魅力

魅力① 高い成長力

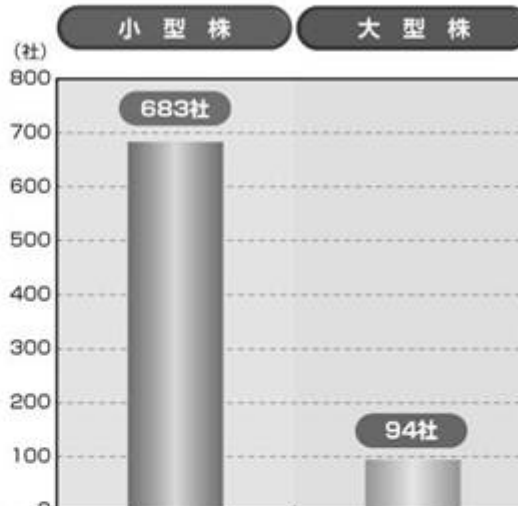
- 小型株市場には最高益を更新する企業が多くあります。
- 小型株市場は知名度が低かったり、上場したばかりの若い企業など、今後の成長力が期待できる企業が多く存在します。
- ポートフォリオの構築において、業績の好調な企業の銘柄数が多いことは、それだけ選肢の幅が広がることにつながります。より多くの魅力的な企業を発掘して投資することができれば、市場全体に比べて高いリターンが期待できます。

出所：大和証券株式会社のデータを基に、アムンディ・ジャパン株式会社が作成。

※2013年10月8日現在のデータを基に、時価総額3,000億円未満を小型株、時価総額3,000億円以上を大型株としています。

※日本の全上場銘柄を対象とし、経常利益を基に計算しています。複数の市場に上場している銘柄は1社とみなします。

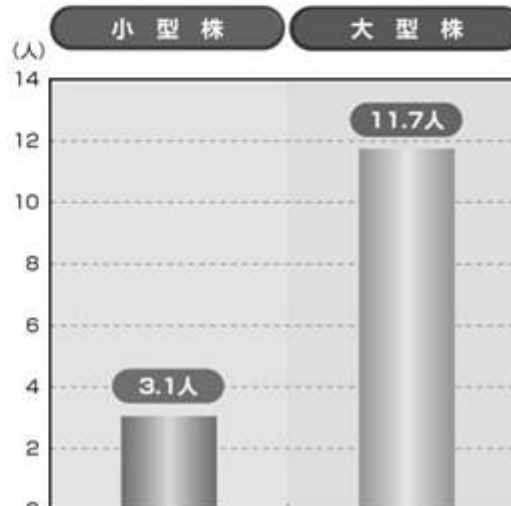
2014年度に過去最高益を更新すると予想される企業数



魅力② 有望な投資機会

- 小型株といわれる銘柄は、その企業の経営・業績を常に調査・分析している証券会社等の担当者数も少なく、調査・分析の対象にない銘柄が大型株に比べ多くあります。
- 調査・分析により、見過ごされている優良銘柄を発掘することが可能であると考えます。

小型株・大型株別の常時調査分析している平均担当者数の比較



出所：大和証券株式会社のデータを基に、アムンディ・ジャパン株式会社が作成。

※2013年9月末現在のデータを基に、時価総額3,000億円未満を小型株、時価総額3,000億円以上を大型株としています。

※日本の全上場銘柄を対象としています。常時調査分析とは、QUICKコンセンサスに業績予想を出しているものをいいます。

- 小型株の中には、高い成長を実現する企業がある一方、そうではない企業も多くあることにご留意ください。
- 上記のグラフは過去のものであり、将来の運用成果などを示唆または保証するものではありません。

追加的記載事項

銘柄選択について

- 銘柄選択においては、小型株運用に定評がある株式会社りそな銀行よりマザーファンドの投資助言を受けます。
- 一般的な定性・定量評価に加え、社会構造の変化に着目し、今後成長が期待できる銘柄を発掘することも、株式会社りそな銀行の銘柄選択における特徴です。



社会構造の変化から生じる社会現象より「想定されるニーズ」を掘り起こし、対象となるセクターや関連銘柄を発掘・調査し、投資対象銘柄を厳選していきます。

「日本の社会構造の変化」に着目

社会構造の変化に注目した投資アイデアを基に、多様な成長株に投資します。

「想定されるニーズ」を取り込む小型株に注目

「想定されるニーズ」を取り込み、持続的かつ安定した成長が見込まれる小型株に投資することで超過収益の獲得を目指します。

「ボトムアップ・リサーチ」で銘柄発掘

小型株ファンドのファンドマネージャーだけで企業訪問を中心に年間1,000件を超えるリサーチ実績を誇ります。ファンドマネージャー自ら企業訪問を行うことで、企業の成長要因の発掘に努めています。このようなボトムアップ・リサーチを通じて、投資銘柄の選定を行い、良好な実績を残しています。

銘柄選定におけるプロセスのイメージ



●資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

追加的記載事項

マザーファンドの投資助言会社のご紹介

株式会社りそな銀行の小型株運用チームについて

株式会社りそな銀行の運用部門は、1962年の設立以来50年の歴史を持ち、その運用資産残高は18兆5,487億円*です。経験豊富な運用チームのもと、長い歴史と優れた運用実績を有する小型株運用は、株式会社りそな銀行における中核プロダクトの1つに位置づけられています。

※2013年9月末現在

■小型株運用の長い歴史と優れた運用実績

小型株の運用実績は通算10年以上にわたり、外資系コンサルタント会社からの高い評価、国内外の年金基金からの資金受託等の経験と実績を有しています。

■経験豊富な小型株運用チーム

運用経験平均14年のファンドマネージャーによるチーム運用です。企業訪問を中心としたボトムアップ・リサーチを通じて、銘柄選定を行います。

りそなグループ運用部門(信託業務)の沿革

	りそな銀行	りそな信託銀行
1918年5月	(株)大阪野村銀行設立	
1948年10月	(株)大和銀行に商号変更	
1962年5月	(株)大和銀行の一部門として資産運用部門設立	
2001年12月	(株)大和銀ホールディングス設立	(株)大和銀行の100%出資により、大和銀信託銀行(株)設立。
2002年3月	(株)大和銀ホールディングス、(株)あさひ銀行と経営統合、(株)あさひ銀行は(株)大和銀ホールディングスの完全子会社となる	(株)大和銀行の年金・法人信託部門の信託財産を引継ぎ、大和銀信託銀行(株)営業開始
2002年9月		あさひ信託銀行(株)より営業の一部の営業譲渡を受ける
2002年10月	(株)大和銀ホールディングス、商号を(株)りそなホールディングスに変更	りそな信託銀行(株)に商号変更
2003年3月	(株)大和銀行、(株)埼玉りそな銀行分割後の(株)あさひ銀行と合併し、商号を(株)りそな銀行に変更	
2005年3月		(株)りそなホールディングスの完全子会社となる
2009年4月	(株)りそな銀行、りそな信託銀行(株)と合併	

ファンドの運用会社のご紹介

アムンディ・グループについて

- クレディ・アグリコル S.A.とソシエテジェネラルは2009年12月31日付でAmundi(アムンディ)を設立しました。
- アムンディは、運用資産規模で7,461億ユーロ(約96兆円、1ユーロ=128.53円で換算。2013年6月末現在)を超え、欧州第1位*、世界ではトップ・テン*に入るグローバル・プレーヤーの運用会社となります。
- 欧州有数の金融グループである、クレディ・アグリコル S.A.とソシエテジェネラル両グループの支援をバックに、「プロダクトの質の向上」、「お客様との信頼関係構築」、「組織の効率化」などにおいて優位性を発揮し、欧州における確固たるトップレベルの運用会社になることを目指します。

※インベストメント・ベンチマーク・ヨーロッパによるトップ400社調査。(2013年6月版(数値は2012年12月末現在))

アムンディ・ジャパン株式会社について



※2013年9月末現在。各契約資産合計には、重複資産(投資顧問契約と投資信託契約、ファンドオブ・ファンズ等)が一部含まれています。

(2)【投資対象】

① 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産は、次に掲げるものとします。

(イ) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

1.有価証券

2.デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいいます。）にかかる権利のうち、次に掲げる権利

- (1) 有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）にかかる権利
- (2) 有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）にかかる権利
- (3) 有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）にかかる権利
- (4) 外国金融商品市場において行う取引であって、(1)から(3)までに掲げる取引と類似の取引にかかる権利
- (5) 有価証券店頭指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ロに掲げるものをいいます。）にかかる権利
- (6) 有価証券店頭オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ハ及びニに掲げるものをいいます。）にかかる権利
- (7) 有価証券店頭指数等スワップ取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ホに掲げるものをいいます。）にかかる権利
- (8) 金融先物取引（証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法第66号）第1条の規定による廃止前の金融先物取引法（昭和63年法第77号）第2条第1項に規定するものをいいます。）にかかる権利
- (9) 金融デリバティブ取引（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令（平成19年内閣府令第61号）第1条の規定による改正前の投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号）第4条各号に規定するものをいい、金融先物取引を除きます。）にかかる権利（(1)から(8)までに掲げるものに該当するものを除きます。）

3.金銭債権

4.約束手形

(ロ) 次に掲げる（イ）以外の資産

1.為替手形

② 投資対象とする有価証券

ファンドは、アムンディ・日本小型株マザーファンドに投資するほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することができます。

- (a) 株券または新株引受権証書
- (b) 国債証券
- (c) 地方債証券
- (d) 特別の法律により法人の発行する債券
- (e) 社債券（新株引受権証書と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- (f) 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- (g) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
- (h) 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

- (i) 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券（単位未満優先出資証券を含む。）
または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
- (j) コマーシャル・ペーパー
- (k) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- (l) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、(a)から(k)の証券または証書の性質を有するもの
- (m) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- (n) 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- (o) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- (p) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
- (q) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
- (r) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- (s) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- (t) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- (u) 外国の者に対する権利で(t)の有価証券の性質を有するもの

なお、(a)の証券または証書、(l)ならびに(q)の証券または証書のうち(a)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、(b)から(f)までの証券および(l)ならびに(q)の証券または証書のうち(b)から(f)までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、(m)および(n)の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③ 投資対象とする金融商品

委託会社は、信託金を、前記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- (a) 預金
 - (b) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 - (c) コール・ローン
 - (d) 手形割引市場において売買される手形
 - (e) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 - (f) 外国の者に対する権利で(e)の権利の性質を有するもの
- ④ 前記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を前記③の(a)から(f)までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

⑤ その他

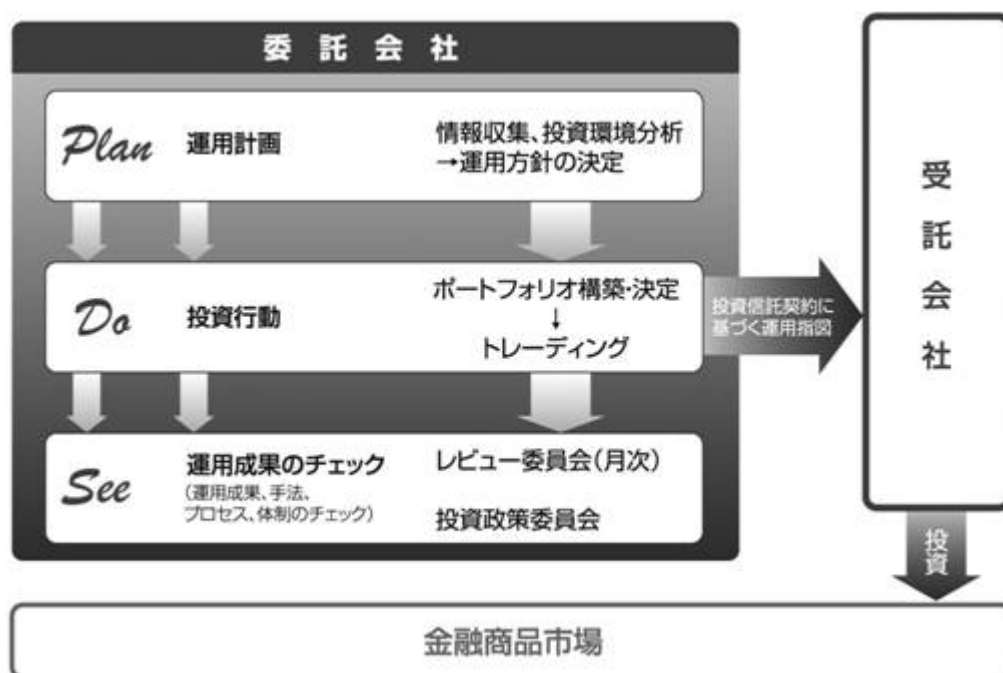
- 1 信用取引により株券を売付けることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことができます。
- 2 わが国の金融商品取引所（本書において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「金融商品取引所」といいます。以下同じ。）における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項

第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。

- 3 わが国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことができます。
- 4 わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことができます。
- 5 スワップ取引を行うことができます。なお、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れを行うものとします。
- 6 金利先渡し取引および為替先渡し取引を行うことができます。なお、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れを行うものとします。
- 7 信託財産に属する株式および公社債を貸し付けることができます。なお、必要と認めたときは、担保の受入れを行うものとします。
- 8 一部解約金の支払資金に不足額が生じたときは、資金借入れをすることができます。

(3)【運用体制】

ファンドの運用体制は以下のとおりとなっております。



＊委託会社の運用成果のチェック・・・委託会社のレビュー委員会（7名以上）、投資政策委員会（3名以上）

ファンドの運用を行うに当たっての社内規定

- ・コンプライアンス・マニュアル
- ・服務規程
- ・リスク管理基本規程
- ・デリバティブ取引に関するリスク管理規則
- ・運用にかかる各種マニュアル

関係法人に関する管理体制

受託会社・・・年1回以上、ミーティングまたは内部統制報告書に基づくレビューを実施

上記は本書作成日現在の運用体制です。運用体制は変更されることがあります。

(4)【分配方針】

① 収益分配方針

毎決算時（原則として9月10日。休業日の場合は翌営業日とします。）に、原則として次の通り収益分配を行う方針です。

(a) 分配対象額

経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

(b) 収益分配額

委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。したがって、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

(c) 収益分配にあてず、信託財産に留保した利益の運用方針

特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

② 収益の分配

信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

(a) 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下、「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

(b) 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下、「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

③ 収益分配金の交付

「一般コース」をお申込みの場合は、収益分配金は決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いを開始いたします。なお、「一般コース」の受益者が、支払開始日から5年間支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は税引後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。なお、収益分配金の再投資は、毎計算期間終了日の基準価額にて、その翌営業日に収益分配金の手取額をもって、ファンドの買付けを自動的に行います。

(5)【投資制限】

① 信託約款に基づく投資制限

(イ) マザーファンドへの投資割合には、制限を設けません。

(ロ) 株式への実質投資割合には、制限を設けません。

(ハ) 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以内とします。

(ニ) 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の20%以内とします。

(ホ) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

(ヘ) 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ

単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

（ト）投資信託証券（親投資信託を除く）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

（チ）外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

② 法令等に基づく主な投資制限

投資信託及び投資法人に関する法律（以下、「投資信託法」といいます。）、金融商品取引法等により、次に掲げる取引は制限されます。

（イ）同一法人の発行する株式の投資制限

投資信託委託会社は、同一法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権（株主総会において議決をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するとみなされる株式についての議決権を含みます。）の総数が、当該株式にかかる議決権の総数の50%を超えることとなるときは、投資信託財産をもって当該株式を取得することはできません。

（ロ）デリバティブ取引にかかる投資制限

投資信託委託会社は、投資信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ投資信託委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該投資信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを内容とした運用を行うことはできません。

<参考情報> アムンディ・日本小型株マザーファンドの運用・投資について**1 運用の基本方針**

主として国内の小型株に投資し、中長期的な信託財産の成長を図ることを目標として運用を行います。

2 投資方針**(1)投資対象**

東証一部および東証二部、地方取引所等、店頭市場への上場・登録銘柄を主要投資対象とします。

(2)投資態度

- ① 小型株市場の中から、徹底したファンダメンタル・リサーチ（企業分析）により成長企業を発掘し、バリュエーション分析で銘柄の割安度を総合判断して投資することで、中長期的なキャピタルゲイン（値上がり益）の獲得を目指します。
- ② Russell/Nomura Small Cap Growth インデックスをベンチマーク（運用目標）とし、中長期において、ベンチマークを上回ることを目標とします。
- ③ ポートフォリオの構築にあたっては、分散投資を基本としリスク分散を図ります。
- ④ 非株式（株式以外の資産）への投資割合は、原則として信託財産総額の50%以下を基本とします。
- ⑤ 資金動向、市況動向等の急変により上記の運用が困難となった場合、暫定的に上記と異なる運用を行う場合があります。
- ⑥ 銘柄選択にあたっては、株式会社りそな銀行の投資助言を受けるものとします。

3 投資対象**① 投資の対象とする資産の種類**

この信託において投資の対象とする資産は、次に掲げるものとします。

（イ）次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

1.有価証券**2.デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいいます。）にかかる権利のうち、次に掲げる権利**

- （1）有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）にかかる権利
- （2）有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）にかかる権利
- （3）有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）にかかる権利
- （4）外国金融商品市場において行う取引であって、（1）から（3）までに掲げる取引と類似の取引にかかる権利
- （5）有価証券先渡取引（金融商品取引法第28条第8項第4号イに掲げるものをいいます。）にかかる権利
- （6）有価証券店頭指数等先渡取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ロに掲げるものをいいます。）にかかる権利
- （7）有価証券店頭オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ハ及びニに掲げるものをいいます。）にかかる権利
- （8）有価証券店頭指数等スワップ取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ホに掲げるものをいいます。）にかかる権利
- （9）金融先物取引（証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法第66号）第1条の規定による廃止前の金融先物取引法（昭和63年法第77号）第2条第1項に規定するものをいいます。）にかかる権利
- （10）金融デリバティブ取引（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令（平成19年内閣府令第61号）第1条の規定による改正前の投資信託及び

投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号）第4条各号に規定するものをいい、金融先物取引を除きます。）にかかる権利（(1)から(8)までに掲げるものに該当するものを除きます。）

3.金銭債権

4.約束手形

(ロ) 次に掲げる（イ）以外の資産

1.為替手形

② 運用の指図範囲

主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券または優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券（単位未満優先出資証券を含む。）または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

10. コマーシャル・ペーパー

11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1.から11.の証券または証書の性質を有するもの

13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

14. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）

17. 預託証券（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）

18. 外国法人が発行する譲渡性預金証券

19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

22. 外国の者に対する権利で21.の有価証券の性質を有するもの

なお、1.の証券または証書、12.ならびに17.の証券または証書のうち1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2.から6.までの証券および12.ならびに17.の証券または証書のうち2.から6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13.および14.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③ 投資対象とする金融商品

委託会社は、信託金を、前記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

(a) 預金

(b) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

(c) コール・ローン

(d) 手形割引市場において売買される手形

(e) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

(f) 外国の者に対する権利で(e)の権利の性質を有するもの

④ 前記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を前記③の(a)から(f)までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

⑤ 法令・規則等で認められる範囲で信託金を委託会社の関係会社が発行する有価証券により運用することを指図することができます。また、信託金による有価証券その他の資産の取得を委託会社の関係会社から行うことを指図することができます。

4 投資制限

① 信託約款に基づく投資制限

1. 株式への投資割合には、制限を設けません。

2. 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以内とします。

3. 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の20%以内とします。

4. 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

5. 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

6. 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

7. 外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

3【投資リスク】

(1) 基準価額の変動要因

ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて、主として国内株式など値動きのある有価証券に実質的に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではありません。ファンドの基準価額の下落により、損失を被り投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者に帰属します。なお、投資信託は預貯金とは異なります。

① 価格変動リスク

株式は、国内および国際的な政治・経済情勢等の影響を受け、価格が下落するリスクがあります。一般に株式市場が下落した場合には、その影響を受けファンドの基準価額が下落する要因となります。また、ファンドが実質的に投資する小型株は、株式市場全体の値動きに比べ値動きが大きくなる傾向があり、株式市場全体が下落した場合、その値動き以上に大幅に下落するおそれがあります。こうした影響を受けファンドの基準価額が下落する要因となります。

② 信用リスク

株式の発行会社が倒産した場合または発行会社の倒産が予想される場合もしくは財務状況の悪化等により社債等の利息または償還金の支払いが遅延または履行されないことが生じた場合または予想される場合には、株価が大幅に下落することがあります。

③ 流動性リスク

短期間での大量の換金があった場合または大口の換金を受けた場合、換金資金の手当てのために有価証券を市場で売却した結果、市場にインパクトを与えることがあります。その際、市場動向や流動性の状況によっては、基準価額が下落することがあります。また、ファンドが実質的に投資する小型株は、市場規模や取引量が比較的小さいため、市場実勢から期待される価格で売買できない場合があります。こうした影響を受け、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

◆基準価額の変動要因（投資リスク）は上記に限定されるものではありません。

(2) その他の留意点

1. ファンドの繰上償還

ファンドは、信託財産の純資産総額が5億円を下回ることとなった場合等には、信託を終了させることがあります。

2. 収益分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

3. ファミリーファンド方式による影響

ファミリーファンド方式では、複数のベビーファンドが同一マザーファンドに投資する可能性があるため、ファンドが他のベビーファンドによる設定・解約の影響を受け、基準価額が変動する場合があります。

4. 換金の中止

金融商品市場における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情が発生あるときは、換金申込みの受付が中止されることがあります。

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

投資信託と預金および預金等保護制度との関係について

投資信託は、金融機関の預金とは異なります。
投資信託は、預金保険の対象および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
また、登録金融機関を通じてご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。

(3) リスク管理体制

委託会社では、以下のように2段階でリスクのモニタリングおよび管理を行います。

- ・運用パフォーマンスの評価・分析
リスクマネジメント部が運用リスク全般の状況をモニタリングするとともに、運用パフォーマンスの分析および評価を行い、定期的にリスク委員会に報告します。
- ・運用リスクの管理
リスクマネジメント部が法令諸規則および運用ガイドライン等の遵守状況のモニタリングを行い、運用状況を検証および管理し、定期的にリスク委員会に報告します。また、コンプライアンス部は運用に関連する社内規程、関連法規の遵守にかかる管理を行っており、重大なコンプライアンス事案については、コンプライアンス委員会で審議が行われ必要な方策を講じます。

前述のリスク管理過程について、グループ監査および内部監査部門が事後チェックを行います。

ファンドのリスク管理体制等は本書作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

4【手数料等及び税金】

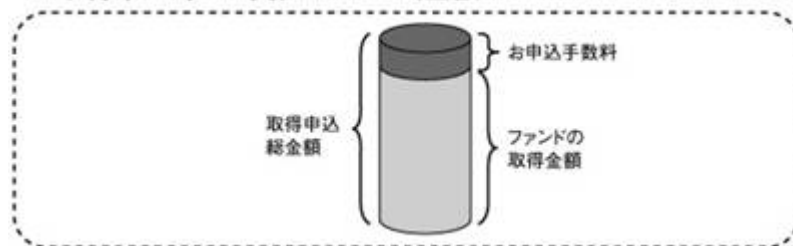
(1)【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の基準価額に、販売会社が独自に定める料率を乗じて得た金額とします。本書作成日現在の料率上限は3.15%※（税抜3.00%）です。詳しくは販売会社（販売会社については下記のお問合せ先にご照会ください。）にお問合せください。ただし、「自動けいぞく投資コース」において収益分配金を再投資する場合には申込手数料はありません。

※消費税率が8%になった場合は、3.24%となります。



＜取得申込時にお支払いいただく金額＞



(2)【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はありません。

(3)【信託報酬等】

- ① 信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年率1.785%※（税抜1.700%）を乗じて得た金額とし、ファンドの計算期間を通じて毎日、費用計上されます。

※消費税率が8%になった場合は、1.836%となります。

- ② 信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁します。また、信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに、信託財産から支弁します。信託報酬の配分は以下の通りとします。また、信託報酬の販売会社への配分は、販売会社の行う業務に対する代行手数料であり、委託会社がいったん信託財産から収受した後、販売会社に支払います。

（年率）

委託会社	販売会社	受託会社
0.80%（税抜）	0.80%（税抜）	0.10%（税抜）

※委託会社はマザーファンドの助言報酬として、マザーファンドの純資産総額が200億円以下の部分に対して年率0.20%（税抜）、200億円超の部分に対して年率0.15%（税抜）を乗じて得た金額を株式会社りそな銀行に支払います。

◆上記の信託報酬等は本書作成日現在のものです。

(4)【その他の手数料等】

- ① 信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用（監査費用、法律顧問・税務顧問への報酬、目論見書・運用報告書等の印刷費用、有価証券届出書関連費用、郵送費用、公告費用、格付費用、受益権の管理事務に関連する費用等およびこれらの諸費用にかかる消費税等に相当する金額を含みます。）および受託会社の立替えた立替金の利息は、投資者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

- ② 委託会社は、前記①に定める信託事務の処理等に要する諸費用の支払いを信託財産のために
行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、委託会社は、現に
信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付す
ことができます。また、委託会社は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる
諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず固定率ま
たは固定金額にて信託財産からその支弁を受けることができます。この場合、委託会社は信
託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中にあらかじめ定めた範囲内でかかる上
限、固定率または固定金額を変更することができます。
- ③ 前記②において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる費用の額は計算期間を
通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計算し、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日およ
び毎計算期末日または信託終了のとき当該消費税等相当額とともに信託財産中から支弁する
ものとします。
- ④ 組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、信託財産が負担します。このほか
に、売買委託手数料に対する消費税等相当額、先物取引・オプション取引等およびコール取
引等に要する費用ならびに外国における資産の保管等に要する費用についても信託財産が負
担します。信託財産の金融商品取引等に伴う手数料や税金は信託財産が負担しますが、売買
委託手数料等は国や市場によって異なります。また、売買金額によっても異なります。

※その他の手数料等の合計額は、運用状況により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表
示することはできません。

◆ファンドの費用の合計額については保有期間等に応じて異なりますので、表示することはできま
せん。

(5)【課税上の取扱い】

日本の居住者である受益者に対する課税上の取扱いは、平成25年9月末現在の内容に基づいて
記載しており、税法が改正された場合等には、以下の内容および本書における税制に関する記載
内容が変更になることがあります。ファンドは、課税上、株式投資信託として取り扱われます。
公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です（平成26年1月1日以降）。

① 個人の受益者に対する課税

○収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は配当所得として下記の税率により源泉徴収さ
れます。

なお、原則として、申告分離課税^{※1}または総合課税により確定申告を行う必要がありますが
申告不要制度を選択することができます。

○換金時および償還時における差益は譲渡所得等となり、下記の税率による申告分離課税^{※1}
が適用され、確定申告が必要となります。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）を利用し
ている場合は、下記の税率により源泉徴収が行われ、原則として、確定申告は不要となりま
す。

期間	税率
平成25年12月31日まで	10.147%（所得税7%、復興特別所得税0.147% ^{※2} 、地方税3%）
平成26年1月1日から 平成49年12月31日まで	20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315% ^{※2} 、地方税5%）
平成50年1月1日以降	20%（所得税15%および地方税5%）

※1 申告分離課税を選択した場合において、上場株式等の譲渡損失の金額がある場合に
は、上場株式等の配当所得（収益分配金を含みます。）と当該上場株式等の譲渡損失
（解約損、償還損を含みます。）の損益通算をすることができます（当該上場株式等

の配当所得の金額を限度とします。）。なお、損益通算してもなお控除しきれない損失の金額については、翌年以降3年間にわたり繰越控除が可能です。

- ※2 平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間は、復興特別所得税（基準所得税額に対して2.1%を乗じて得た金額）が加算されます。

（注）ファンドは、配当控除が適用される場合があります。

※少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、平成26年1月1日以降の非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問合せください。

② 法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金時および償還時の個別元本超過額について、下記の税率により源泉徴収されます（地方税の源泉徴収はありません。）。

期間	税率
平成25年12月31日まで	7.147%（所得税7%、復興特別所得税0.147% [※] ）
平成26年1月1日から 平成49年12月31日まで	15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315% [※] ）
平成50年1月1日以降	15%（所得税15%）

- ※ 平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間は、復興特別所得税（基準所得税額に対して2.1%を乗じて得た金額）が加算されます。

（注）ファンドは、益金不算入制度が適用される場合があります。

③ 個別元本について

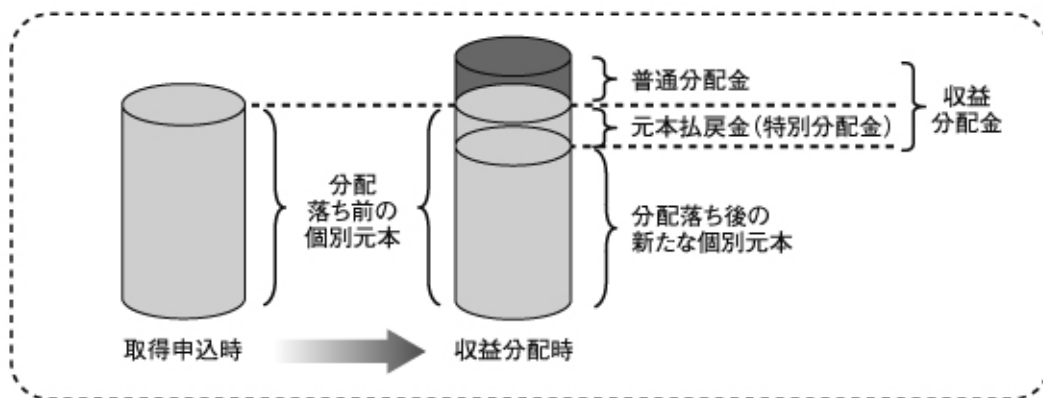
- 1) 追加型の株式投資信託について、受益者ごとの取得申込時のファンドの価額等（申込手数料は含まれません。）が受益者の元本（個別元本）に当たります。
- 2) 受益者が同一ファンドを複数回取得した場合の個別元本は、受益者が追加信託を行うつど、その受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- 3) 同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社ごとに、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は支店等ごとに、「分配金再投資コース」と「分配金受取りコース」とがあり、両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。
- 4) 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から元本払戻金（特別分配金）[※]を控除した額が、その後の個別元本となります。

※「元本払戻金（特別分配金）」については、後記「④収益分配金の課税について」をご参照ください。

④ 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本と同額の場合または受益者の個別元本を上回っている場合には、収益分配金の全額が普通分配金となり、収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、収益分配金から前記元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。



※ 上図は収益分配金のイメージ図であり、収益分配金の支払いおよびその水準を保証するものではありません。

◇ 課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認ください。

5【運用状況】

以下は平成25年9月末日現在の運用状況です。

また、投資比率は、小数点以下第3位を切捨てて表示しているため、当該比率の合計と合計欄の比率が一致しない場合があります。

(1)【投資状況】**信託財産の構成**

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	4,176,558,654	100.22
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	△9,319,736	△0.22
合計（純資産総額）		4,167,238,918	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計比率をいいます。

<参考情報>**「アムンディ・日本小型株マザーファンド」**

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	日本	4,161,523,460	98.42
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	66,775,731	1.57
合計（純資産総額）		4,228,299,191	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計比率をいいます。

(2)【投資資産】**①【投資有価証券の主要銘柄】**

順位	国/地域	種類	銘柄名	口数	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託受益証券	アムンディ・日本小型株マザーファンド	4,125,811,177	0.9721	4,010,701,046	1.0123	4,176,558,654	100.22

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額比率をいいます。

種類別投資比率

国内/外国	種類	投資比率(%)
国内	親投資信託受益証券	100.22
合計		100.22

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価額比率をいいます。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

<参考情報>

「アムンディ・日本小型株マザーファンド」

①投資有価証券の主要銘柄（評価額上位30銘柄）

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	業種	株式数	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	株式	エヌ・ティ・ティ都市開発	不動産業	80,500	1,335.00	107,467,500	1,287.00	103,603,500	2.45
2	日本	株式	リゾートトラスト	サービス業	21,700	3,530.00	76,601,000	3,520.00	76,384,000	1.80
3	日本	株式	SCSK	情報・通信業	31,800	2,226.52	70,803,520	2,360.00	75,048,000	1.77
4	日本	株式	タツタ電線	非鉄金属	90,400	823.59	74,453,128	750.00	67,800,000	1.60
5	日本	株式	NECネットエスアイ	情報・通信業	28,400	2,253.11	63,988,518	2,375.00	67,450,000	1.59
6	日本	株式	ワコム	電気機器	71,400	841.00	60,047,400	939.00	67,044,600	1.58
7	日本	株式	アイカ工業	化学	34,200	1,931.00	66,040,200	1,955.00	66,861,000	1.58
8	日本	株式	ユナイテッドアローズ	小売業	16,000	4,130.76	66,092,306	4,130.00	66,080,000	1.56
9	日本	株式	コメリ	小売業	27,000	2,368.66	63,954,031	2,410.00	65,070,000	1.53
10	日本	株式	東洋紡	繊維製品	346,000	171.00	59,166,000	188.00	65,048,000	1.53
11	日本	株式	AOKIホールディングス	小売業	18,700	3,040.00	56,848,000	3,455.00	64,608,500	1.52
12	日本	株式	タチエス	輸送用機器	43,000	1,401.18	60,250,773	1,487.00	63,941,000	1.51
13	日本	株式	常和ホールディングス	不動産業	21,900	2,756.00	60,356,400	2,912.00	63,772,800	1.50
14	日本	株式	ソディック	機械	133,500	455.98	60,874,490	475.00	63,412,500	1.49
15	日本	株式	TPR	機械	34,200	1,845.94	63,131,447	1,804.00	61,696,800	1.45
16	日本	株式	インターネットイニシアティブ	情報・通信業	21,500	2,985.57	64,189,790	2,827.00	60,780,500	1.43
17	日本	株式	高周波熱錬	金属製品	62,800	884.00	55,515,200	952.00	59,785,600	1.41
18	日本	株式	住友不動産販売	不動産業	18,180	3,035.00	55,176,300	3,230.00	58,721,400	1.38
19	日本	株式	プレス工業	輸送用機器	135,000	401.00	54,135,000	433.00	58,455,000	1.38
20	日本	株式	OBARA GROUP	電気機器	23,500	2,566.19	60,305,619	2,428.00	57,058,000	1.34
21	日本	株式	東芝ブラントシステム	建設業	35,000	1,669.00	58,415,000	1,627.00	56,945,000	1.34
22	日本	株式	明星工業	建設業	142,000	399.25	56,694,218	394.00	55,948,000	1.32
23	日本	株式	日機装	精密機器	53,000	1,139.00	60,367,000	1,033.00	54,749,000	1.29
24	日本	株式	メガチップス	電気機器	32,100	1,499.00	48,117,900	1,567.00	50,300,700	1.18
25	日本	株式	バリューコマース	サービス業	42,400	894.00	37,905,600	1,161.00	49,226,400	1.16
26	日本	株式	近鉄エクスプレス	倉庫・運輸関連業	13,800	3,660.00	50,508,000	3,525.00	48,645,000	1.15
27	日本	株式	テイクアンドギヴ・ニーズ	サービス業	20,420	1,889.46	38,582,971	2,328.00	47,537,760	1.12
28	日本	株式	サトーホールディングス	機械	23,500	1,838.00	43,193,000	2,005.00	47,117,500	1.11
29	日本	株式	ツクイ	サービス業	39,000	1,140.00	44,460,000	1,196.00	46,644,000	1.10
30	日本	株式	旭ダイヤモンド工業	機械	47,600	957.13	45,559,675	973.00	46,314,800	1.09

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額比率をいいます。

種類別及び業種別投資比率

国内/外国	種類	業種	投資比率(%)
国内	株式	建設業	3.74
		食料品	2.06
		繊維製品	2.17

	化学	5.45
	医薬品	0.32
	ゴム製品	0.50
	ガラス・土石製品	1.96
	鉄鋼	1.89
	非鉄金属	3.01
	金属製品	1.88
	機械	9.06
	電気機器	8.13
	輸送用機器	7.84
	精密機器	3.61
	その他製品	0.77
	陸運業	1.48
	倉庫・運輸関連業	1.15
	情報・通信業	8.82
	卸売業	2.35
	小売業	6.10
	銀行業	2.81
	保険業	0.50
	その他金融業	3.43
	不動産業	6.80
	サービス業	12.46
	合計	98.42

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該業種の評価額比率をいいます。

②投資不動産物件

該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

平成25年9月末日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記の計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

期間	純資産総額 (分配落)(円)	純資産総額 (分配付)(円)	1口当たり 純資産額 (分配落)(円)	1口当たり 純資産額 (分配付)(円)
第1期計算期間末（平成17年 9月12日）	3,593,158,872	3,757,407,067	1.0938	1.1438
第2期計算期間末（平成18年 9月11日）	8,539,954,981	9,285,192,555	1.1001	1.1961
第3期計算期間末（平成19年 9月10日）	8,518,879,035	8,518,879,035	0.7329	0.7329
第4期計算期間末（平成20年 9月10日）	6,007,458,385	6,007,458,385	0.5072	0.5072
第5期計算期間末（平成21年 9月10日）	6,084,282,579	6,084,282,579	0.5413	0.5413
第6期計算期間末（平成22年 9月10日）	4,276,718,564	4,276,718,564	0.4782	0.4782
第7期計算期間末（平成23年 9月12日）	3,671,662,803	3,671,662,803	0.5014	0.5014
第8期計算期間末（平成24年 9月10日）	2,893,570,776	2,893,570,776	0.4929	0.4929
第9期計算期間末（平成25年 9月10日）	4,032,656,267	4,032,656,267	0.7202	0.7202
平成24年 9月末日	2,883,015,081	—	0.4995	—
10月末日	2,845,982,377	—	0.5004	—
11月末日	2,861,064,114	—	0.5112	—
12月末日	2,949,779,606	—	0.5452	—
平成25年 1月末日	3,170,927,945	—	0.5925	—
2月末日	3,241,819,425	—	0.6142	—
3月末日	3,491,231,733	—	0.6774	—
4月末日	4,293,317,937	—	0.7553	—
5月末日	4,049,699,255	—	0.7240	—
6月末日	3,983,134,885	—	0.7043	—
7月末日	4,064,127,972	—	0.7056	—
8月末日	3,923,325,675	—	0.6840	—
9月末日	4,167,238,918	—	0.7492	—

② 【分配の推移】

期間	1口当たり分配金（円）
----	-------------

第1期計算期間	自 平成16年 9月 1日 至 平成17年 9月12日	0.0500
第2期計算期間	自 平成17年 9月13日 至 平成18年 9月11日	0.0960
第3期計算期間	自 平成18年 9月12日 至 平成19年 9月10日	0.0000
第4期計算期間	自 平成19年 9月11日 至 平成20年 9月10日	0.0000
第5期計算期間	自 平成20年 9月11日 至 平成21年 9月10日	0.0000
第6期計算期間	自 平成21年 9月11日 至 平成22年 9月10日	0.0000
第7期計算期間	自 平成22年 9月11日 至 平成23年 9月12日	0.0000
第8期計算期間	自 平成23年 9月13日 至 平成24年 9月10日	0.0000
第9期計算期間	自 平成24年 9月11日 至 平成25年 9月10日	0.0000

③【収益率の推移】

期間		収益率(%)
第1期計算期間	自 平成16年 9月 1日 至 平成17年 9月12日	14.4
第2期計算期間	自 平成17年 9月13日 至 平成18年 9月11日	9.4
第3期計算期間	自 平成18年 9月12日 至 平成19年 9月10日	△33.4
第4期計算期間	自 平成19年 9月11日 至 平成20年 9月10日	△30.8
第5期計算期間	自 平成20年 9月11日 至 平成21年 9月10日	6.7
第6期計算期間	自 平成21年 9月11日 至 平成22年 9月10日	△11.7
第7期計算期間	自 平成22年 9月11日 至 平成23年 9月12日	4.9
第8期計算期間	自 平成23年 9月13日 至 平成24年 9月10日	△1.7
第9期計算期間	自 平成24年 9月11日 至 平成25年 9月10日	46.1

（注）収益率は以下の計算式により算出しております。

（当該計算期間末分配付基準価額－当該計算期間の直前の計算期間末分配落基準価額）÷（当該計算期間の

直前の計算期間末分配落基準価額）×100

ただし、第1期計算期間については「当該計算期間の直前の計算期間末分配落基準価額」に代えて設定時の基準価額（10,000円）を用いております。

なお、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位まで表示しております。

(4)【設定及び解約の実績】

期間		設定口数	解約口数	発行済口数
第1期計算期間	自 平成16年 9月 1日 至 平成17年 9月12日	6,384,343,007	3,099,379,097	3,284,963,910
第2期計算期間	自 平成17年 9月13日 至 平成18年 9月11日	7,950,810,814	3,472,883,320	7,762,891,404
第3期計算期間	自 平成18年 9月12日 至 平成19年 9月10日	6,480,336,263	2,619,539,194	11,623,688,473
第4期計算期間	自 平成19年 9月11日 至 平成20年 9月10日	1,711,360,324	1,491,212,543	11,843,836,254
第5期計算期間	自 平成20年 9月11日 至 平成21年 9月10日	772,499,474	1,376,497,097	11,239,838,631
第6期計算期間	自 平成21年 9月11日 至 平成22年 9月10日	157,172,360	2,453,230,183	8,943,780,808
第7期計算期間	自 平成22年 9月11日 至 平成23年 9月12日	293,287,367	1,913,851,041	7,323,217,134
第8期計算期間	自 平成23年 9月13日 至 平成24年 9月10日	246,376,625	1,699,052,484	5,870,541,275
第9期計算期間	自 平成24年 9月11日 至 平成25年 9月10日	1,750,780,852	2,022,149,631	5,599,172,496

(注1) 全て本邦内におけるものです。

(注2) 第1期計算期間の設定口数には、当初募集期間の設定口数を含みます。

<参考情報>

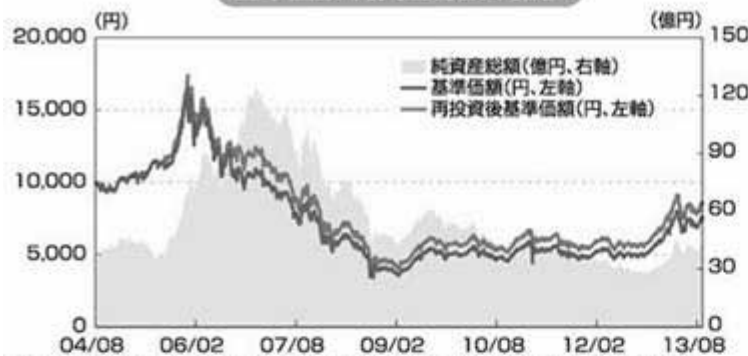
運用実績

◎基準価額・純資産の推移、分配の推移

2013年9月30日現在

基準価額・純資産総額の推移

基準価額と純資産総額



*再投資後基準価額は、税引前分配金を分配時に再投資したものと計算しています。
*基準価額の計算において信託報酬は控除しています。

基準価額	7,492円
純資産総額	41.7億円

分配の推移

決算日	分配金(円)
5期(2009年9月10日)	0
6期(2010年9月10日)	0
7期(2011年9月12日)	0
8期(2012年9月10日)	0
9期(2013年9月10日)	0
設定来累計	1,460

*分配金は1万口当たり・税引前です。
*直近5期分を表示しています。

騰落率

(%)

期間	1ヵ月	3ヵ月	6ヵ月	1年	3年	設定来
ファンド	9.53	6.38	10.60	49.99	56.28	-14.82
ベンチマーク	10.14	7.94	16.61	62.37	73.93	-0.35

*騰落率は、税引前分配金を分配時に再投資したものと計算しています。
ファンドの騰落率であり、実際の投資家利回りとは異なります。
*Russell/Nomura Small Cap Growth インデックスをベンチマークとします。

◎主要な資産の状況

ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行っており、組入上位10銘柄および組入上位5業種はマザーファンドのポートフォリオの状況を記載しています。

資産配分

	純資産比(%)
国内株式	98.64
現金・他	1.36

*比率はファンドの純資産総額に対する実質組入割合です。
*四捨五入の関係で合計が100%にならない場合があります。
*現金・他には未払諸費用等を含みます。

組入上位10銘柄

(アムンディ・日本小型株マザーファンド)

	銘柄名	業種	純資産比(%)
1	エヌ・ティ・ティ都市開発	不動産業	2.5
2	リゾートトラスト	サービス業	1.8
3	SCSK	情報・通信業	1.8
4	タツタ電線	非鉄金属	1.6
5	NECネットエスアイ	情報・通信業	1.6
6	ワコム	電気機器	1.6
7	アイカ工業	化学	1.6
8	ユナイテッドアローズ	小売業	1.6
9	コメリ	小売業	1.5
10	東洋紡	繊維製品	1.5

*比率はマザーファンドの純資産総額に対する割合です。

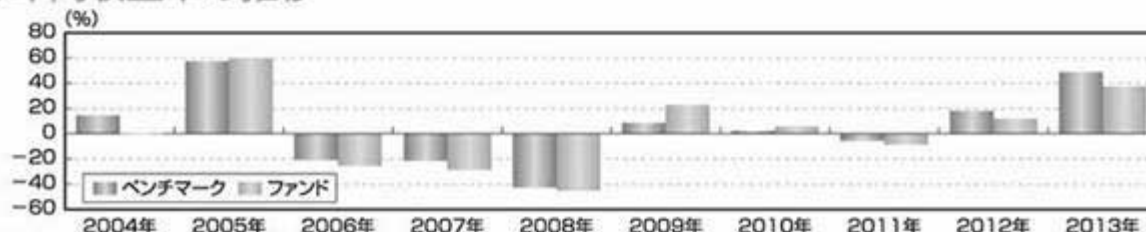
組入上位5業種

(アムンディ・日本小型株マザーファンド)

	業種	比率(%)
1	サービス業	12.7
2	機械	9.2
3	情報・通信業	9.0
4	電気機器	8.3
5	輸送用機器	8.0

*比率はマザーファンドの組入株式評価額に対する割合です。

◎年間収益率の推移



*年間収益率は、税引前分配金を分配時に再投資したものと計算しています。
*2004年のファンドの収益率は設定日(9月1日)から年末までの騰落率、2013年は年初から9月30日までの騰落率を表示しています。

*上記の運用実績は、過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
*ベンチマークの情報はあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。
*運用実績等については、表紙に記載の委託会社ホームページにおいて閲覧することができます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

- ① 販売会社は、販売会社の営業日において、ファンドの募集・販売の取扱いを行います。ファンドの取得申込者は、販売会社取引口座を開設のうえ、販売会社に対し取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。取得申込みの取扱いは、営業日の午後3時までには申込みが行われ、かつ、それにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とさせていただきます。これを過ぎて行われる申込みは翌営業日の取扱いとなります。申込締切時間は販売会社により異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

- ② ファンドの価額は、取得申込受付日の基準価額とします。基準価額は、委託会社の毎営業日算出されます。詳しくは下記をご参照ください。

- ③ 収益分配金の受取方法により、収益分配金を受け取る「一般コース」と収益分配時に分配金を自動的に再投資する「自動けいぞく投資コース」[※]があります。各申込みコースの最低申込口数および申込単位は販売会社が定める単位とします。

※ 「自動けいぞく投資コース」とは、分配金を税引後無手数料で自動的に再投資するコースのことをいいます。ただし、販売会社等によっては、自動的に分配金の再投資を行わず、収益の分配が行われたときに分配金を受取る「定期引出」（販売会社によって名称が異なる場合があります。詳細は販売会社にお問合せください。）を選択することもできます。申込単位は販売会社が定める単位とします。

詳しくは販売会社（販売会社については下記のお問合せ先にご照会ください。）へお問合せください。



- ④ 取得申込時には申込手数料をご負担いただくものとします。ただし、「自動けいぞく投資コース」において収益分配金を再投資する場合には、申込手数料はありません。
- ⑤ 委託会社は、取得申込者の取得申込総額が多額な場合、信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、または金融商品市場における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情がある場合には、委託会社の判断により、ファンドの取得申込みの受付を停止すること、およびすでに受付けた取得申込みの取消を行うことができるものとします。

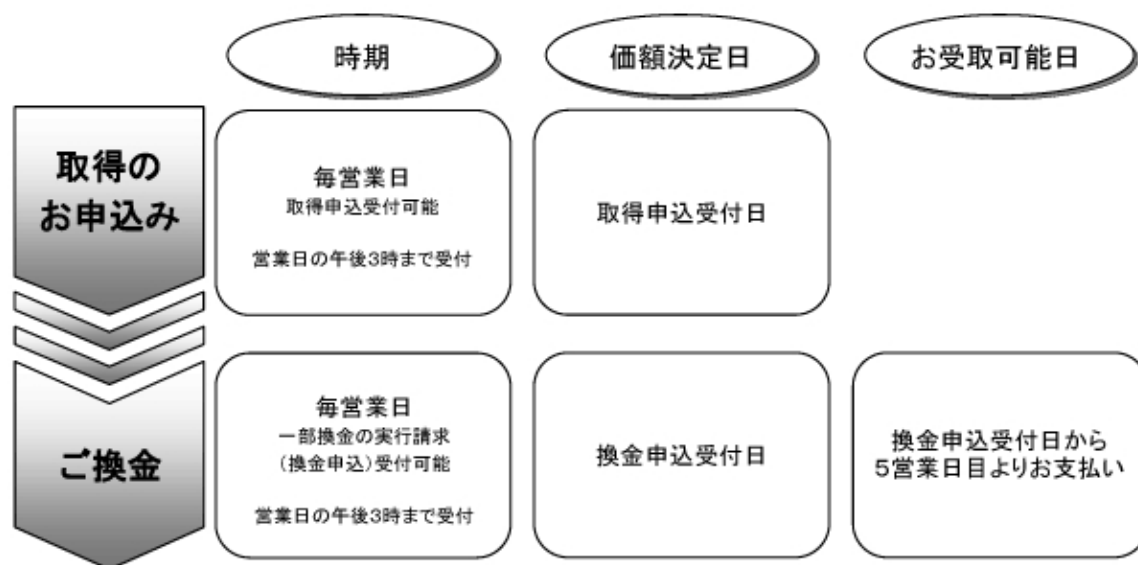
2【換金（解約）手続等】

- ① 換金請求を行う受益者（販売会社を含みます。）は、自己に帰属する受益権につき、販売会社の営業日において、販売会社が定める換金単位をもって一部解約の実行の請求（以下、「換金請求」といいます。）を行うことで換金ができます。ただし、販売会社によって取扱う各申込みコースの名称および換金単位が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社へお問合せください。

換金請求を行う受益者は、その口座が開設されている振込機関等に対して当該受益者の換金請求にかかるこの信託契約の一部解約の実行を委託会社が行うものとの引換えに、当該換金請求にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記録または記録が行われます。

換金請求は、委託会社の指定する販売会社で、午後3時まで受付けます。なお、午後3時を過ぎてからのご請求は翌営業日の取扱いとなります。申込締切時間は販売会社により異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。

- ② 受益者が、換金請求の申込みをするときには、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとしします。
- ③ 委託会社は換金請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。
- ④ 換金価額は、換金請求の申込みを受付けた日の基準価額とします。なお、手取額は、受益者の換金請求の申込みを受付けた日から起算して、原則として、5営業日目から受益者に支払います。換金（解約）手数料はありません。
- ⑤ 換金請求が1件当たり5億円を超える場合、信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、または金融商品市場における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、換金請求の受け付けを制限または停止することおよび既に受付けた申込みを取消することができます。



3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

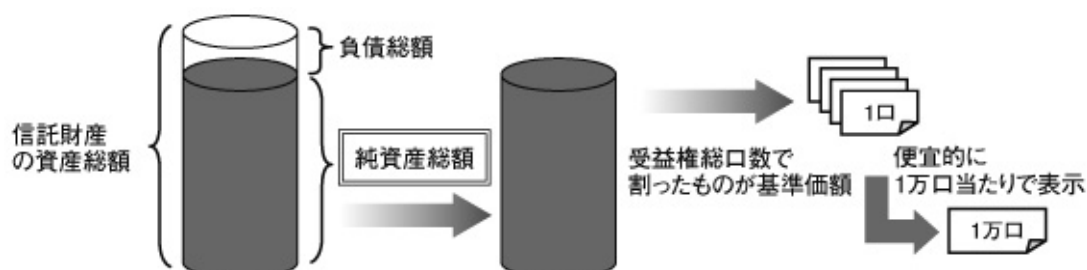
① 基準価額の算定

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債

総額を控除した金額（以下、「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

対象	評価方法
株式	原則として、基準価額計算日の金融商品取引所の終値で評価します。
投資信託受益証券 （親投資信託）	原則として、投資信託受益証券の基準価額で評価します。



② 基準価額の算出頻度と公表

基準価額は、委託会社によって毎営業日計算されます。基準価額につきましては、販売会社または委託会社に問合せることにより知ることができます。

また基準価額は原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞に掲載されます。なお、基準価額は1万口当たりで表示されます。

アムンディ・ジャパン株式会社
 お客様サポートライン 0120-202-900 (フリーダイヤル)
 受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで
 ホームページアドレス : <http://www.amundi.co.jp>

③ 追加信託金の計算方法

追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当日の追加信託される受益権の口数を乗じて得た額とします。

収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金^{※1}は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等^{※2}に応じて計算されるものとします。

※1 「収益調整金」とは、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

※2 「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

ファンドの信託期間は、原則として無期限です。ただし、信託期間中に後記「(5) その他 ⑥ 信託の終了（信託契約の解約）」に該当する事項が生じた場合には、委託会社は受託会社と合意のうえ、一定の適切な措置を講じた上で、この信託契約を終了させることができます。

(4) 【計算期間】

- ① この信託の計算期間は、原則として毎年9月11日から翌年9月10日までとします。
- ② 前記①にかかわらず、前記①の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下、「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5)【その他】

① 償還金

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）の翌営業日）からお支払いします。

② 信託約款の変更

（イ）委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

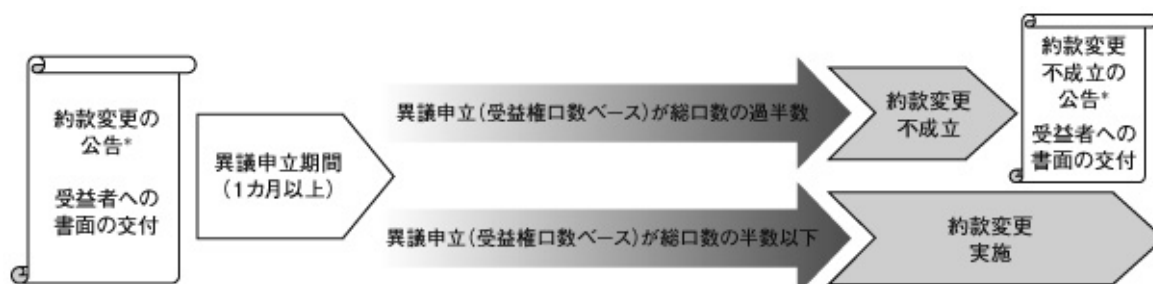
（ロ）委託会社は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

（ハ）（ロ）の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記されます。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。

（ニ）（ハ）の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、この信託約款の変更をしません。

この信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

<信託約款の変更の内容が重大なものである場合の手続>



*全ての受益者に書面を交付したときは原則として公告を行いません。

（ホ）委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、（イ）から（ニ）の規定にしたがいます。

（ヘ）前記（ハ）の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

③ 関係法人との契約の更改等に関する手続

委託会社と販売会社との間で締結する販売契約において、当該契約書において定められた事項に変更の必要があると認められた場合、疑義を生じた場合、または当該契約に定めのない事項が生じたときは、そのつど、委託会社と販売会社が協議のうえ、決定します。また、有効期間は当初1ヵ年とし、期間満了の3ヵ月前までに委託会社または販売会社のいずれからも別段の

意思表示のない時は、自動的に1年間延長されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

④ 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益会社は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の規定にしたがい、新受託会社を選任します。

⑤ 運用報告書の作成

委託会社は「投資信託及び投資法人に関する法律」の定めるところにより、毎期決算後および償還時に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、あらかじめ申出を受けた受益者の住所に販売会社より送付します。

⑥ 信託の終了（信託契約の解約）

（イ）委託会社は、次の場合においては、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

A 信託契約を解約することが受益者に有利であると認めたとき

B やむを得ない事情が発生したとき

C 信託契約の一部を解約することにより、受益権口数に基準価額を乗じた純資産総額が5億円を下回ることとなったとき

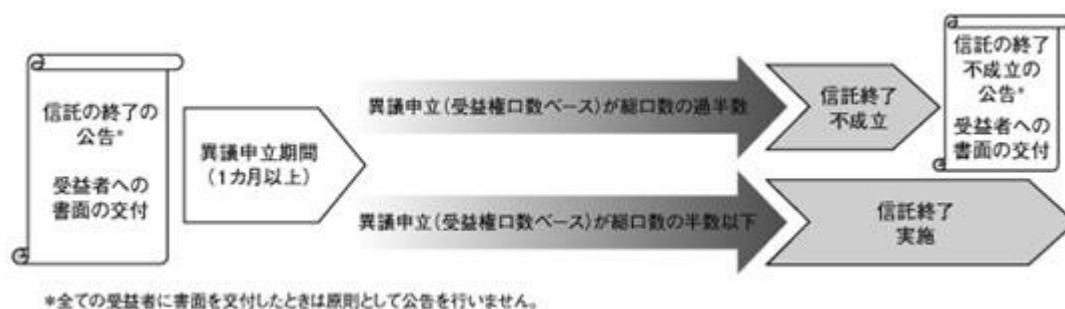
これらの場合、委託会社は、前述の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

この公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨が付記されます。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。

そして、一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託契約の解約をしません。

この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

<信託の終了の手続>



（ロ）（イ）の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、販売会社を通じ受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

(ハ) 委託会社は、次の場合においては、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- A 委託会社が解散したとき、または業務を廃止したとき
- B 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき
- C 監督官庁から信託契約の解約の命令を受けたとき

※ 監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

(ニ) 前記「④ 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い」において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

⑦ その他

(イ) 委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(ロ) ファンドについて、法令の定めるところにより、有価証券報告書を計算期間終了後3ヵ月以内および半期報告書を計算期間の最初の6ヵ月経過後3ヵ月以内に提出します。

(ハ) 受託会社は、ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

4【受益者の権利等】

① この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

② 受託会社は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金については支払開始日までに、一部解約金については支払日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払い込みます。委託会社の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

③ 収益分配金に対する請求権

1) 受益者は、委託会社が決定した収益分配金に対してその持分に依りて請求する権利を有します。

2) 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。

3) 前記2)の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金を指定販売会社に交付されます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込みに応じたものとし、当該申込みにより増加した受益権は、信託約款の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。ただし、信託約款の規定により信託の一部解約が行われた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、前項の規定に準じて受益者に支払います。

4) 前記3)の規定にかかわらず、あらかじめ分配金を定期的に引出せる「投資信託定期引出」を選択された受益者に対しては、再投資を行わず分配金を支払います。

5) 前記に規定する収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとし、

④ 償還金に対する請求権

- 1) 受益者は、償還金に対してその持分に応じて請求する権利を有します。
- 2) 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休日の場合は翌営業日）の翌営業日）から、信託終了日において振替機関の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払いします。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。
- 3) 償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

⑤ 換金に関する請求権

受益者は、帰属する受益権について、一部解約の実行を請求することにより当該受益権を換金する権利を有します。権利行使の方法については、「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」をご参照ください。

⑥ 収益分配金および償還金の時効

受益者が、収益分配金については支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第9期計算期間(平成24年9月11日から平成25年9月10日まで)の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

1 【財務諸表】

りそな・小型株ファンド

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第8期計算期間末 (平成24年 9月10日)	第9期計算期間末 (平成25年 9月10日)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	41,558,338	39,348,119
親投資信託受益証券	2,883,180,291	4,039,588,692
未収入金	—	5,450,000
未収利息	56	32
流動資産合計	2,924,738,685	4,084,386,843
資産合計	2,924,738,685	4,084,386,843
負債の部		
流動負債		
未払解約金	2,420,195	15,527,694
未払受託者報酬	1,656,139	2,101,964
未払委託者報酬	26,498,112	33,631,362
その他未払費用	593,463	469,556
流動負債合計	31,167,909	51,730,576
負債合計	31,167,909	51,730,576
純資産の部		
元本等		
元本	5,870,541,275	5,599,172,496
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△2,976,970,499	△1,566,516,229
（分配準備積立金）	80,237,617	114,924,559
元本等合計	2,893,570,776	4,032,656,267
純資産合計	2,893,570,776	4,032,656,267
負債純資産合計	2,924,738,685	4,084,386,843

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第8期計算期間 自 平成23年 9月13日 至 平成24年 9月10日	第9期計算期間 自 平成24年 9月11日 至 平成25年 9月10日
営業収益		
受取利息	4,368	8,183
有価証券売買等損益	13,108,867	1,281,858,401
営業収益合計	13,113,235	1,281,866,584
営業費用		
受託者報酬	3,467,928	3,646,476
委託者報酬	55,486,748	58,343,465
その他費用	1,434,816	1,370,336
営業費用合計	60,389,492	63,360,277
営業利益又は営業損失（△）	△47,276,257	1,218,506,307
経常利益又は経常損失（△）	△47,276,257	1,218,506,307
当期純利益又は当期純損失（△）	△47,276,257	1,218,506,307
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	9,776,103	298,439,109
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△3,651,554,331	△2,976,970,499
剰余金増加額又は欠損金減少額	846,354,300	978,371,495
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	846,354,300	978,371,495
剰余金減少額又は欠損金増加額	114,718,108	487,984,423
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	114,718,108	487,984,423
分配金	—	—
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△2,976,970,499	△1,566,516,229

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
-----------------	--

(貸借対照表に関する注記)

項目	第8期計算期間末 (平成24年9月10日)	第9期計算期間末 (平成25年9月10日)
1. 期首元本額	7,323,217,134円	5,870,541,275円
期中追加設定元本額	246,376,625円	1,750,780,852円
期中一部解約元本額	1,699,052,484円	2,022,149,631円
2. 計算期間末日における受益権の総数	5,870,541,275口	5,599,172,496口
3. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は2,976,970,499円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は1,566,516,229円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第8期計算期間 自 平成23年9月13日 至 平成24年9月10日		第9期計算期間 自 平成24年9月11日 至 平成25年9月10日	
分配金の計算過程 計算期間末における分配対象収益額は89,151,144円（1万口当たり151円）ですが、分配を行っておりません。 なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益額及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。		分配金の計算過程 計算期間末における分配対象収益額は145,203,079円（1万口当たり259円）ですが、分配を行っておりません。 なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益額及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。	
A	費用控除後の配当等収益額 2,309,797円	A	費用控除後の配当等収益額 59,272,210円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円
C	収益調整金額 8,913,527円	C	収益調整金額 30,278,520円
D	分配準備積立金額 77,927,820円	D	分配準備積立金額 55,652,349円
E	当ファンドの分配対象収益額 (A+B+C+D) 89,151,144円	E	当ファンドの分配対象収益額 (A+B+C+D) 145,203,079円
F	当ファンドの期末残存受益権口数 5,870,541,275口	F	当ファンドの期末残存受益権口数 5,599,172,496口
G	1万口当たり分配対象収益額 (E/F×10,000) 151円	G	1万口当たり分配対象収益額 (E/F×10,000) 259円
H	1万口当たり分配金額 0円	H	1万口当たり分配金額 0円
I	分配金額 (F×H/10,000) 0円	I	分配金額 (F×H/10,000) 0円

（金融商品に関する注記）

I. 金融商品の状況に関する事項

項目	第8期計算期間 自 平成23年9月13日 至 平成24年9月10日	第9期計算期間 自 平成24年9月11日 至 平成25年9月10日
1. 金融商品に対する取組方針	信託約款に規定する「運用の基本方針」の定めに従い、有価証券等の金融商品を投資対象として運用を行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンド及び主要投資対象である親投資信託受益証券が保有する主な金融商品は、有価証券であり、その内容を当ファンド及び親投資信託受益証券の貸借対照表、注記表及び附属明細表に記載しております。これらは売買目的で保有しております。 当該金融商品には、価格変動リスク、信用リスク及び流動性リスク等があります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスクマネジメント部が、当ファンドの主要投資対象である親投資信託受益証券のパフォーマンス状況及びマーケット動向等のモニタリングを行っております。また、価格変動リスク、信用リスク及び流動性リスク等の運用リスクを分析し、定期的にリスク委員会に報告しております。	同左

II. 金融商品の時価等に関する事項

項目	第8期計算期間末 (平成24年9月10日)	第9期計算期間末 (平成25年9月10日)
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は、期末の時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	（１）有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	（１）有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	（２）有価証券 時価の算定方法は、「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。また、有価証券に関する注記事項については、「（有価証券に関する注記）」に記載しております。 （３）デリバティブ取引 該当事項はありません。	（２）有価証券 同左
	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	（３）デリバティブ取引 同左
		同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第8期計算期間末 （平成24年9月10日）	第9期計算期間末 （平成25年9月10日）
	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	△5,290,240	1,082,099,469
合計	△5,290,240	1,082,099,469

（デリバティブ取引等に関する注記）

第8期計算期間末（平成24年9月10日）

該当事項はありません。

第9期計算期間末（平成25年9月10日）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第8期計算期間（自 平成23年9月13日 至 平成24年9月10日）

該当事項はありません。

第9期計算期間（自 平成24年9月11日 至 平成25年9月10日）

該当事項はありません。

（１口当たり情報に関する注記）

	第8期計算期間末 （平成24年9月10日）	第9期計算期間末 （平成25年9月10日）
1口当たり純資産額	0.4929円	0.7202円

(1万口当たり純資産額)	(4,929円)	(7,202円)
--------------	----------	----------

（４）【附属明細表】**第１ 有価証券明細表****① 株式**

該当事項はありません。

② 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
親投資信託 受益証券	日本円	アムンディ・日本小型株 マザーファンド	4,155,527,922	4,039,588,692	
			4,155,527,922	4,039,588,692	
		銘柄数 組入時価比率	1 100.2%	100.0%	
	小計				
	親投資信託受益証券 合計			4,039,588,692	
合計				4,039,588,692	

(注) 組入時価比率は、左より組入時価の純資産に対する比率及び小計欄の合計金額に対する比率であります。

第２ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考情報）

当ファンドは、「アムンディ・日本小型株マザーファンド」の受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、同親投資信託の受益証券です。

なお、同親投資信託の状況は以下の通りです。

「アムンディ・日本小型株マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

（１）貸借対照表

（単位：円）

	（平成24年9月10日）	（平成25年9月10日）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	57,566,546	51,328,455
株式	2,907,911,100	4,038,015,400
未取配当金	2,100,000	1,131,425
未収利息	78	42
流動資産合計	2,967,577,724	4,090,475,322
資産合計	2,967,577,724	4,090,475,322
負債の部		
流動負債		
未払解約金	—	5,450,000
流動負債合計	—	5,450,000
負債合計	—	5,450,000
純資産の部		
元本等		
元本	4,537,717,684	4,202,151,122
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	△1,570,139,960	△117,125,800
元本等合計	2,967,577,724	4,085,025,322
純資産合計	2,967,577,724	4,085,025,322
負債純資産合計	2,967,577,724	4,090,475,322

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、権利落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、いまだ確定していない場合には入金時に計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	(平成24年9月10日)	(平成25年9月10日)
1. 本報告書開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	13,039,053,624円	4,537,717,684円
同期中における追加設定元本額	214,429,195円	922,464,244円
同期中における一部解約元本額	8,715,765,135円	1,258,030,806円
同期末における元本の内訳		
アムンディ・りそな収益分配型日本株ファンド（隔月決算型）	109,498,252円	—円
りそな・小型株ファンド	4,408,532,556円	4,155,527,922円
S G 日本小型株V A（適格機関投資家専用）	19,686,876円	46,623,200円
合計	4,537,717,684円	4,202,151,122円
2. 本報告書開示対象ファンドの期末における受益権の総数	4,537,717,684口	4,202,151,122口
3. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は1,570,139,960円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は117,125,800円であります。

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

項目	自 平成23年9月13日 至 平成24年9月10日	自 平成24年9月11日 至 平成25年9月10日
----	------------------------------	------------------------------

1. 金融商品に対する取組方針	信託約款に規定する「運用の基本方針」の定めに従い、有価証券等の金融商品を投資対象として運用を行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドに投資する投資信託受益証券の「（３）注記表（金融商品に関する注記）Ⅰ.金融商品の状況に関する事項」に記載しております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	同上	同左

Ⅱ. 金融商品の時価等に関する事項

項目	（平成24年9月10日）	（平成25年9月10日）
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は、期末の時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	（１）有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 （２）有価証券 時価の算定方法は、「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。また、有価証券に関する注記事項については、「（有価証券に関する注記）」に記載しております。 （３）デリバティブ取引 該当事項はありません。	（１）有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 （２）有価証券 同左 （３）デリバティブ取引 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	当ファンドに投資する投資信託受益証券の「（３）注記表（金融商品に関する注記）Ⅱ. 金融商品の時価等に関する事項」に記載しております。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	（平成24年9月10日）	（平成25年9月10日）
	当期間の損益に含まれた評価差額(円)	当期間の損益に含まれた評価差額(円)

株式	27,281,391	546,399,534
合計	27,281,391	546,399,534

（注）当期間とは、当ファンドの計算期間の開始日から本報告書開示対象ファンドの期末日までの期間（平成23年9月13日から平成24年9月10日及び平成24年9月11日から平成25年9月10日まで）を指しております。

（デリバティブ取引等に関する注記）

（平成24年9月10日）

該当事項はありません。

（平成25年9月10日）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

（自 平成23年9月13日 至 平成24年9月10日）

該当事項はありません。

（自 平成24年9月11日 至 平成25年9月10日）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	（平成24年9月10日）	（平成25年9月10日）
1口当たり純資産額	0.6540円	0.9721円
（1万口当たり純資産額）	（6,540円）	（9,721円）

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

① 株式

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
日本円	明星工業	140,000	399	55,860,000	
	東芝プラントシステム	35,000	1,669	58,415,000	
	東洋エンジニアリング	108,000	428	46,224,000	
	プリマハム	206,000	207	42,642,000	
	不二製油	24,800	1,702	42,209,600	
	東洋紡	349,000	171	59,679,000	
	富士紡ホールディングス	120,000	202	24,240,000	
	日本合成化学工業	43,000	885	38,055,000	
	住友ベークライト	54,000	351	18,954,000	
	アイカ工業	34,300	1,931	66,233,300	
	三洋化成工業	60,000	656	39,360,000	
	上村工業	4,800	4,030	19,344,000	
	藤森工業	12,600	2,972	37,447,200	
	ペプチドリーム	1,600	7,810	12,496,000	
	横浜ゴム	21,000	922	19,362,000	
	東洋炭素	11,100	1,721	19,103,100	
	MARUWA	12,100	3,400	41,140,000	
	ニチアス	37,000	681	25,197,000	
	大和工業	11,700	3,550	41,535,000	
	愛知製鋼	79,000	525	41,475,000	
	DOWAホールディングス	21,000	967	20,307,000	
	古河スカイ	130,000	324	42,120,000	
	タツタ電線	81,500	828	67,482,000	
	ジーテクト	7,600	2,621	19,919,600	
	高周波熱錬	67,900	884	60,023,600	
	富士機械製造	42,800	928	39,718,400	
	旭ダイヤモンド工業	47,300	957	45,266,100	
	ソディック	131,900	456	60,146,400	
	オイレス工業	19,700	2,254	44,403,800	
	サトーホールディングス	26,400	1,838	48,523,200	
	新東工業	26,800	742	19,885,600	
	住友精密工業	94,000	426	40,044,000	
	T P R	34,100	1,846	62,948,600	
	大豊工業	14,500	1,269	18,400,500	
	日新電機	67,000	567	37,989,000	
	ワコム	72,600	841	61,056,600	

アイコム	8,500	2,183	18,555,500	
日本光電工業	5,000	3,890	19,450,000	
メガチップス	32,900	1,499	49,317,100	
OBARA GROUP	22,300	2,564	57,177,200	
イリソ電子工業	12,800	3,275	41,920,000	
レーザーテック	25,500	932	23,766,000	
ニチコン	18,300	1,041	19,050,300	
ユニプレス	21,900	2,174	47,610,600	
モリタホールディングス	55,000	760	41,800,000	
日野自動車	29,000	1,345	39,005,000	
トピー工業	196,000	205	40,180,000	
タチエス	41,200	1,400	57,680,000	
プレス工業	140,000	401	56,140,000	
愛三工業	39,000	961	37,479,000	
日機装	54,000	1,139	61,506,000	
ナカニシ	2,800	13,580	38,024,000	
タムロン	15,200	2,074	31,524,800	
スリー・ディー・マトリックス	7,500	2,806	21,045,000	
パラマウントベッドホールディングス	10,700	2,776	29,703,200	
ハマキョウレックス	6,900	2,945	20,320,500	
日立物流	31,900	1,340	42,746,000	
近鉄エクスプレス	13,800	3,660	50,508,000	
NECネットエスアイ	28,200	2,253	63,534,600	
ポールトゥウィン・ピットクルーホールディングス	15,100	2,590	39,109,000	
ブロードリーフ	22,000	1,935	42,570,000	
ティーガイア	29,200	1,043	30,455,600	
インターネットイニシアティブ	20,600	2,988	61,552,800	
KADOKAWA	10,900	3,450	37,605,000	
DTS	14,000	1,429	20,006,000	
SCSK	31,600	2,226	70,341,600	
アイネス	31,000	589	18,259,000	
ドウシシャ	14,500	1,406	20,387,000	
阪和興業	86,000	482	41,452,000	
Pal t a c	14,000	1,386	19,404,000	
ミスミグループ本社	7,700	2,785	21,444,500	
あみやき亭	73	291,500	21,279,500	
良品計画	2,200	8,780	19,316,000	
ユナイテッドアローズ	15,700	4,135	64,919,500	
スギホールディングス	4,900	4,170	20,433,000	
AOKIホールディングス	20,100	3,040	61,104,000	

	コメリ	24,400	2,366	57,730,400	
	大垣共立銀行	136,000	283	38,488,000	
	琉球銀行	29,400	1,294	38,043,600	
	京葉銀行	76,000	520	39,520,000	
	ライフネット生命保険	30,600	717	21,940,200	
	全国保証	5,300	3,765	19,954,500	
	東京センチュリーリース	14,300	2,946	42,127,800	
	ポケットカード	51,100	805	41,135,500	
	三菱UFJリース	81,300	502	40,812,600	
	常和ホールディングス	22,700	2,756	62,561,200	
	パーク24	11,100	1,677	18,614,700	
	住友不動産販売	9,250	6,070	56,147,500	
	ゴールドクレスト	17,100	2,452	41,929,200	
	エヌ・ティ・ティ都市開発	825	133,500	110,137,500	
	ジェイエシーリクルートメント	5,000	3,510	17,550,000	
	コシダカホールディングス	7,000	3,040	21,280,000	
	GCAサヴィアン	28,800	809	23,299,200	
	クックパッド	11,000	3,110	34,210,000	
	ツクイ	40,400	1,140	46,056,000	
	メッセージ	114	268,000	30,552,000	
	バリューコマース	22,200	1,788	39,693,600	
	デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム	74,900	471	35,277,900	
	イーピーエス	280	95,200	26,656,000	
	テイクアンドギヴ・ニーズ	1,874	18,650	34,950,100	
	リゾートトラスト	22,200	3,530	78,366,000	
	エン・ジャパン	145	179,200	25,984,000	
	アサンテ	20,400	955	19,482,000	
	共立メンテナンス	4,900	4,210	20,629,000	
小計	銘柄数	104		4,038,015,400	
	組入時価比率	98.8%		100.0%	
合計				4,038,015,400	

（注）組入時価比率は、左より組入時価の純資産に対する比率及び小計欄の合計金額に対する比率であります。

② 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

２【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

平成25年9月末日現在

I 資産総額	4,188,132,097 円
II 負債総額	20,893,179 円
III 純資産総額（I－II）	4,167,238,918 円
IV 発行済口数	5,562,088,413 口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	0.7492 円
（1万口当たり純資産額）	（7,492 円）

＜参考情報＞

「アムンディ・日本小型株マザーファンド」

平成25年9月末日現在

I 資産総額	4,232,499,191 円
II 負債総額	4,200,000 円
III 純資産総額（I－II）	4,228,299,191 円
IV 発行済口数	4,176,880,047 口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.0123 円
（1万口当たり純資産額）	（10,123 円）

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

1 受益者に対する特典

該当事項はありません。

2 受益証券名義書換えの事務等

ファンドの受益権は、振替制度における振替受益権であるため、委託会社はこの信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、ファンドの振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

3 受益権の譲渡

- ① 受益者は、その帰属する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 前記①の申請のある場合には、前記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の帰属する受益権の口数の減少および譲受人に帰属する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 前記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

4 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

5 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

6 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。

7 質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額

本書提出日現在	資本金の額	12億円
	発行株式総数	9,000,000株
	発行済株式総数	2,400,000株

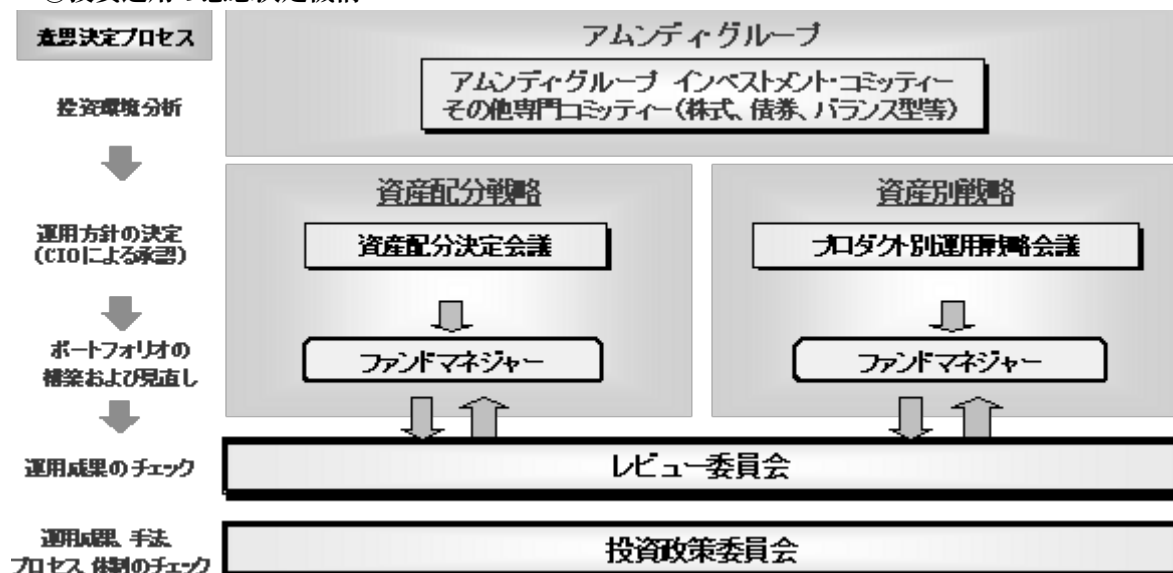
直近5年間ににおける主な資本金の額の増減はありません。

(2)委託会社の概況

①委託会社の意思決定機構

当社業務執行の最高機関としてある取締役会は3名以上の取締役で構成されます。
 取締役会はその決議をもって、取締役中より代表取締役を選任します。
 取締役会は、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。
 その決議は、取締役会の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

②投資運用の意思決定機構



- ・アムンディ・グループで開催される投資に関する様々なコミッティーで、グループの株式・債券見直し、および運用戦略を決定します。
- ・アムンディ・グループで決定した戦略を取り込み、弊社が開催する資産配分決定会議、プロダクト別運用戦略会議において、資産配分、プロダクト別の投資戦略を協議し、決定します。
- ・決定事項にしたがい、ファンド・マネージャーは資産配分やポートフォリオの構築・見直しを行います。
- ・月次で開催されるレビュー委員会において、資産配分戦略、各プロダクトにおける運用評価の結果を運用関係者にフィードバックします。また必要に応じて開催する投資政策委員会では、運用プロダクトの質について検証します。
- ・資産配分戦略、ならびにプロダクト別運用戦略にかかる諸会議を定期的に開催します。また投資環境急変時には臨時会合を召集します。

上記の意思決定機構等は本書作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

① 事業の内容

委託会社であるアムンディ・ジャパン株式会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業にかかる業務の一部および投資助言・代理業務を行っています。

② 営業の概況

平成25年9月末日現在、委託会社の運用する投資信託の本数、純資産額の合計額は以下の通りです。

種 類	本 数	純 資 産 (百 万 円)
単位型株式投資信託	27	73,996
追加型株式投資信託	148	1,499,166
追加型公社債投資信託	1	19,290
合 計	176	1,592,452

3【委託会社等の経理状況】

（1）委託会社であるアムンディ・ジャパン株式会社(以下「当社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

（2）財務諸表の金額については、千円未満の端数を四捨五入して記載しております。

（3）当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第32期事業年度(自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	第31期 (平成24年3月31日)		第32期 (平成25年3月31日)	
資産の部				
流動資産				
現金・預金		2,650,700		2,153,697
有価証券		1,302,738		1,175,027
前払費用		276,348		179,108
未収還付法人税等		6,975		6,458
未収入金		7,883		6,527
未収委託者報酬	*1	1,049,520	*1	1,127,856
未収運用受託報酬	*1	598,799	*1	718,958
未収投資助言報酬	*1	39,549	*1	15,982
未収収益	*1	113,024	*1	143,682
繰延税金資産		172,456		98,508
立替金	*1	39,301	*1	20,820
その他		39,258		125
流動資産合計		6,296,549		5,646,747
固定資産				
有形固定資産				
建物(純額)	*2	137,459	*2	119,322
器具備品(純額)	*2	131,839	*2	108,135
有形固定資産合計		269,298		227,457
無形固定資産				
ソフトウェア		12,446		11,850
電話加入権		934		934
無形固定資産合計		13,380		12,784
投資その他の資産				
投資有価証券		1,919,090		2,278,289
関係会社株式		86,168		86,168
長期未収入金		6,000		5,000
長期差入保証金		191,981		180,700
ゴルフ会員権		60		60
貸倒引当金		△ 6,000		△ 5,000
投資その他の資産合計		2,197,298		2,545,216
固定資産合計		2,479,976		2,785,457
資産合計		8,776,525		8,432,205

(単位：千円)

	第31期 (平成24年3月31日)	第32期 (平成25年3月31日)
負債の部		
流動負債		
リース債務	1,186	819
預り金	277,120	319,438
未払金	644,571	700,436
未払償還金	8,124	4,966
未払手数料	483,904	573,177
その他未払金	*1 152,543	*1 122,293
未払費用	242,443	188,325
未払法人税等	13,069	14,323
未払消費税等	11,112	31,723
前受収益	615,072	217,643
賞与引当金	91,301	97,354
役員賞与引当金	15,388	15,992
資産除去債務	12,210	-
流動負債合計	1,923,473	1,586,053
固定負債		
リース債務	816	-
繰延税金負債	10,581	16,243
退職給付引当金	61,157	58,759
賞与引当金	9,536	5,667
役員賞与引当金	8,673	9,721
資産除去債務	50,003	50,917
固定負債合計	140,765	141,307
負債合計	2,064,237	1,727,359
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,200,000	1,200,000
資本剰余金		
資本準備金	1,076,268	1,076,268
その他資本剰余金	1,342,567	1,342,567
資本剰余金合計	2,418,835	2,418,835
利益剰余金		
利益準備金	110,093	110,093
その他利益剰余金	2,991,801	2,963,877
別途積立金	1,600,000	1,600,000
繰越利益剰余金	1,391,801	1,363,877
利益剰余金合計	3,101,893	3,073,969
株主資本合計	6,720,728	6,692,804
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△ 8,441	12,041
評価・換算差額等合計	△ 8,441	12,041
純資産合計	6,712,288	6,704,845
負債純資産合計	8,776,525	8,432,205

(2)【損益計算書】

(単位：千円)

	第31期 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)	第32期 (自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	6,808,292	6,769,804
運用受託報酬	1,786,519	1,917,494
投資助言報酬	32,750	39,575
その他営業収益	532,630	468,026
営業収益合計	9,160,192	9,194,899
営業費用		
支払手数料	3,281,468	3,547,890
広告宣伝費	15,452	67,487
調査費	1,340,502	1,158,768
調査費	608,715	568,720
委託調査費	731,787	590,048
委託計算費	22,888	19,254
営業雑経費	257,680	229,276
通信費	64,101	49,209
印刷費	176,184	163,516
協会費	17,395	16,552
営業費用合計	4,917,990	5,022,676
一般管理費		
給料	2,819,805	2,585,017
役員報酬	219,810	118,614
給料・手当	2,284,355	2,149,555
賞与	249,749	276,105
役員賞与	65,891	40,743
交際費	13,982	11,803
旅費交通費	83,998	46,930
租税公課	34,892	39,746
不動産賃借料	198,292	173,282
賞与引当金繰入	83,681	93,485
役員賞与引当金繰入	10,069	17,640
退職給付費用	249,207	222,723
固定資産減価償却費	51,786	45,404
福利厚生費	431,451	421,902
諸経費	186,838	184,638
一般管理費合計	4,164,002	3,842,570
営業利益	78,200	329,653
営業外収益		
有価証券利息	31,032	-
受取利息	25	14
為替差益	-	21,424
有価証券売却益	7,629	-
雑収入	8,642	12,664
営業外収益合計	47,327	34,102
営業外費用		
為替差損	22,423	-
有価証券利息	-	14,065
雑損失	48	231
営業外費用合計	22,471	14,296
経常利益	103,056	349,460
特別利益		
清算配当金	*1*2 73,294	*1*2 -
特別利益合計	73,294	-

特別損失				
減損損失	*3	8,822	*3	-
固定資産除却損	*4	5,437	*4	6,432
特別損失合計		14,259		6,432
税引前当期純利益		162,092		343,028
法人税、住民税及び事業税		3,800		3,800
法人税等調整額		6,799		67,152
法人税等合計		10,599		70,952
当期純利益		151,493		272,076

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	第31期 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)	第32期 (自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	1,200,000	1,200,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	1,200,000	1,200,000
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	1,076,268	1,076,268
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	1,076,268	1,076,268
その他資本剰余金		
当期首残高	1,342,567	1,342,567
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	1,342,567	1,342,567
資本剰余金合計		
当期首残高	2,418,835	2,418,835
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	2,418,835	2,418,835
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	110,093	110,093
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	110,093	110,093
その他利益剰余金		
別途積立金		
当期首残高	1,600,000	1,600,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	1,600,000	1,600,000
繰越利益剰余金		
当期首残高	1,595,308	1,391,801
当期変動額		
剰余金の配当	△ 355,000	△ 300,000
当期純利益	151,493	272,076
当期変動額合計	△ 203,507	△ 27,924
当期末残高	1,391,801	1,363,877

（単位：千円）

	第31期 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)	第32期 (自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日)
利益剰余金合計		
当期首残高	3,305,400	3,101,893
当期変動額		
剰余金の配当	△ 355,000	△ 300,000
当期純利益	151,493	272,076
当期変動額合計	△ 203,507	△ 27,924
当期末残高	3,101,893	3,073,969
株主資本合計		
当期首残高	6,924,235	6,720,728
当期変動額		
剰余金の配当	△ 355,000	△ 300,000
当期純利益	151,493	272,076
当期変動額合計	△ 203,507	△ 27,924
当期末残高	6,720,728	6,692,804
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	△ 369	△ 8,441
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△ 8,071	20,481
当期変動額合計	△ 8,071	20,481
当期末残高	△ 8,441	12,041
評価・換算差額合計		
当期首残高	△ 369	△ 8,441
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△ 8,071	20,481
当期変動額合計	△ 8,071	20,481
当期末残高	△ 8,441	12,041
純資産合計		
当期首残高	6,923,866	6,712,288
当期変動額		
剰余金の配当	△ 355,000	△ 300,000
当期純利益	151,493	272,076
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△ 8,071	20,481
当期変動額合計	△ 211,578	△ 7,443
当期末残高	6,712,288	6,704,845

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券 満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）を採用しております。 子会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。 その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。
2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 定額法により償却しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 10年～24年 器具備品 4年～20年 (2) 無形固定資産 定額法により償却しております。 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。 (3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
3. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金

	債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務(直近の年金財政計算上の責任準備金をもって退職給付債務とする簡便法)及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 なお、会計基準変更時差異(7,388千円)については、15年による均等額を費用処理しております。 (3) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しております。 なお、ある条件を満たした者に対して、一定金額を繰延支給する制度が導入されております。当該賞与は数年間に分割支給されるため、1年を超えて支払われる部分については固定負債に計上しております。 (4) 役員賞与引当金 役員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しております。 なお、ある条件を満たした者に対して、一定金額を繰延支給する制度が導入されております。当該賞与は数年間に分割支給されるため、1年を超えて支払われる部分については固定負債に計上しております。
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1) 消費税等 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

注記事項

（貸借対照表関係）

第31期 (平成24年3月31日現在)	第32期 (平成25年3月31日現在)																								
*1 各科目に含まれる関係会社に対するものは以下のとおりであります。 <table> <tr> <td>未収委託者報酬</td><td>43,036 千円</td></tr> <tr> <td>未収運用受託報酬</td><td>23,404 千円</td></tr> <tr> <td>未収投資助言報酬</td><td>19,632 千円</td></tr> <tr> <td>未収収益</td><td>88,400 千円</td></tr> <tr> <td>立替金</td><td>240 千円</td></tr> <tr> <td>その他未払金</td><td>55,401 千円</td></tr> </table>	未収委託者報酬	43,036 千円	未収運用受託報酬	23,404 千円	未収投資助言報酬	19,632 千円	未収収益	88,400 千円	立替金	240 千円	その他未払金	55,401 千円	*1 各科目に含まれる関係会社に対するものは以下のとおりであります。 <table> <tr> <td>未収委託者報酬</td><td>7 千円</td></tr> <tr> <td>未収運用受託報酬</td><td>61,411 千円</td></tr> <tr> <td>未収投資助言報酬</td><td>- 千円</td></tr> <tr> <td>未収収益</td><td>29,393 千円</td></tr> <tr> <td>立替金</td><td>- 千円</td></tr> <tr> <td>その他未払金</td><td>46,863 千円</td></tr> </table>	未収委託者報酬	7 千円	未収運用受託報酬	61,411 千円	未収投資助言報酬	- 千円	未収収益	29,393 千円	立替金	- 千円	その他未払金	46,863 千円
未収委託者報酬	43,036 千円																								
未収運用受託報酬	23,404 千円																								
未収投資助言報酬	19,632 千円																								
未収収益	88,400 千円																								
立替金	240 千円																								
その他未払金	55,401 千円																								
未収委託者報酬	7 千円																								
未収運用受託報酬	61,411 千円																								
未収投資助言報酬	- 千円																								
未収収益	29,393 千円																								
立替金	- 千円																								
その他未払金	46,863 千円																								
*2 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。 <table> <tr> <td>建物</td><td>53,646 千円</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>129,811 千円</td></tr> </table>	建物	53,646 千円	器具備品	129,811 千円	*2 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。 <table> <tr> <td>建物</td><td>61,093 千円</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>140,127 千円</td></tr> </table>	建物	61,093 千円	器具備品	140,127 千円																
建物	53,646 千円																								
器具備品	129,811 千円																								
建物	61,093 千円																								
器具備品	140,127 千円																								

(損益計算書関係)

第31期 (自 平成23年 4 月 1日 至 平成24年 3 月31日)	第32期 (自 平成24年 4 月 1日 至 平成25年 3 月31日)															
*1 各科目に含まれている関係会社に対するものは、以下のとおりであります。 清算配当金 73,294千円	-----															
*2 特別利益に含まれる清算配当金 清算配当金は、当社の子会社であるエスジーアセットマネジメント(シンガポール)株式会社の最終清算配当金であります。	-----															
*3 特別損失に含まれる減損損失 当事業年度において、当社は以下の資産について減損損失を計上いたしました。 <table><tr><th>場所</th><th>用途</th><th>種類</th></tr><tr><td>日比谷ダイビル18F</td><td>処分予定資産</td><td>建 物</td></tr></table> 当社は、資産運用会社であり、基本的に全資産が一体となってキャッシュフローを生み出す単位として取り扱っております。 当社は、東京都千代田区に所在する日比谷ダイビルに本社事務所を賃貸しておりますが、事務所の18階借室部分を平成24年10月26日に返還することとなりました。その為、当初の予定より早期に資産を除却することが予定され、当該将来の使用が見込まれないものについては処分予定資産としてグルーピングを行っております。 日比谷ダイビルの事務所18階借室部分の建物については、処分予定時における残存帳簿価格から直接減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上いたしました。 <table><tr><th colspan="2">(減損損失の金額)</th><th></th></tr><tr><td>建 物</td><td></td><td>8,822千円</td></tr><tr><td>合 計</td><td></td><td>8,822千円</td></tr></table>	場所	用途	種類	日比谷ダイビル18F	処分予定資産	建 物	(減損損失の金額)			建 物		8,822千円	合 計		8,822千円	-----
場所	用途	種類														
日比谷ダイビル18F	処分予定資産	建 物														
(減損損失の金額)																
建 物		8,822千円														
合 計		8,822千円														
*4 特別損失に含まれる固定資産除却損 固定資産除却損は、NTT幕張ビルの事務所の移転等に伴い不要となった固定資産の除却であります。	*4 特別損失に含まれる固定資産除却損 固定資産除却損は、本社オフィスの18階借室部分の返還に伴い不要となった固定資産の除却であります。															

(株主資本等変動計算書関係)

第31期 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 (千株)	増加 (千株)	減少 (千株)	当事業年度末 (千株)
普通株式	2,400	-	-	2,400

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額 (千円)	一株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成23年6月30日 定時株主総会	普通 株式	355,000	147円92銭	平成23年3月31日	平成23年6月30日

配当原資については、利益剰余金としております。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の 総額 (千円)	一株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成24年6月29日 定時株主総会	普通 株式	300,000	125円	平成24年3月31日	平成24年7月1日

配当原資については、利益剰余金としております。

第32期

(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 (千株)	増加 (千株)	減少 (千株)	当事業年度末 (千株)
普通株式	2,400	-	-	2,400

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額 (千円)	一株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成24年6月29日 定時株主総会	普通 株式	300,000	125円	平成24年3月31日	平成24年7月1日

配当原資については、利益剰余金としております。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の 総額 (千円)	一株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成25年6月20日 定時株主総会	普通 株式	375,000	156円25銭	平成25年3月31日	平成25年6月20日

配当原資については、利益剰余金としております。

[次へ](#)

（リース取引関係）

ファイナンス・リース取引
 所有権移転外ファイナンス・リース取引

- (1) リース資産の内容
 有形固定資産
 器具備品
- (2) リース資産の減価償却方法
 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

- (1) 金融商品に対する取組方針
 当社は、資金運用については、短期的な預金・有価証券等に限定しております。資金の調達については、銀行等金融機関から借入はありません。
- (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制
 未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、相手先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、相手先ごとの残高管理を行うとともに、延滞債権が発生した場合には管理部門役職者が顧客と直接交渉する体制としております。有価証券及び投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、運用先の信用リスクを極小化することを優先するため、主に国債もしくはこれに準ずるものに限定し、定期的に時価を把握し市場価格変動に留意しております。未払手数料は、支払期日に支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されておりますが、手許流動性を維持することにより管理しております。
 当社は、事業活動において存在するリスクを適格に把握し、リスク管理を適切に実行すべく、リスク管理基本規程を設けております。有価証券を含む投資商品の投資については「シードマネーガイドライン」及び「資本剰余金及び営業キャッシュに係る投資ガイドライン」の規程に基づき決定され、担当部署において管理しております。
- (3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注2)参照)。

第31期（平成24年3月31日）

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	2,650,700	2,650,700	-
(2) 未収委託者報酬	1,049,520	1,049,520	-
(3) 未収運用受託報酬	598,799	598,799	-
(4) 有価証券及び投資有価証券	3,221,828	3,221,828	-
資産計	7,520,846	7,520,846	-
(1) 未払手数料	483,904	483,904	-
負債計	483,904	483,904	-

第32期（平成25年3月31日）

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	2,153,697	2,153,697	-
(2) 未収委託者報酬	1,127,856	1,127,856	-
(3) 未収運用受託報酬	718,958	718,958	-
(4) 有価証券及び投資有価証券			
① 満期保有目的の債券	744,922	753,515	8,593
② その他有価証券	2,708,394	2,708,394	-
資産計	7,453,827	7,462,420	8,593
(1) 未払手数料	573,177	573,177	-
負債計	573,177	573,177	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、及び(3) 未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、国債及び投資信託受益証券は、証券会社等からの時価情報によっております。また、保有目的のその他の有価証券に関する事項については、注記事項(有価証券関係)をご参照下さい。

負債

(1) 未払手数料

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

下記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。関係会社株式は、当社の100%子会社であるデラウェア社の株式です。

(単位：千円)

区 分	第31期(平成24年3月31日)	第32期(平成25年3月31日)
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
関係会社株式	86,168	86,168

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

第31期（平成24年3月31日）

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	2,650,700	-	-	-
未収委託者報酬	1,049,520	-	-	-
未収運用受託報酬	598,799	-	-	-
有価証券及び投資有価証券 その他の有価証券のうち満期のあるもの(国債)	300,000	1,460,000	360,000	-
合計	4,599,019	1,460,000	360,000	-

第32期（平成25年3月31日）

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	2,153,697	-	-	-
未収委託者報酬	1,127,856	-	-	-
未収運用受託報酬	718,958	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				

満期保有目的の債券	-	-	700,000	-
その他の有価証券のうち満期のあるもの(国債)	370,000	1,450,000	-	-
合計	4,370,511	1,450,000	700,000	-

(有価証券関係)

第31期 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)				
1. 子会社株式 子会社株式(貸借対照表計上額86,168千円)は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。				
2. その他有価証券				
	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表 計上額(千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	385,272	385,812	540
	(3)その他(注)	4,900	5,943	1,043
	小計	390,172	391,755	1,583
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	1,837,819	1,822,867	△ 14,952
	(3)その他(注)	1,008,068	1,007,206	△ 862
	小計	2,845,887	2,830,073	△ 15,814
合計		3,236,059	3,221,828	△ 14,231
(注) 投資信託受益証券であります				
3. 当事業年度中に売却したその他有価証券				
	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)	
投資信託	108,037	7,652	23	

第32期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)				
1. 満期保有目的の債券				
区分	貸借対照表計上 額(千円)	時価(千円)	差額(千円)	
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	744,922	753,515	8,593	
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	-	-	-	
合計	744,922	753,515	8,593	
2. 子会社株式 子会社株式(貸借対照表計上額86,168千円)は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。				
3. その他有価証券				
	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表 計上額(千円)	差額 (千円)

貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	1,875,271	1,891,513	16,242
	(3)その他 (注)	7,900	10,562	2,662
	小計	1,883,171	1,902,075	18,904
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	-	-	-
	(3)その他 (注)	806,518	806,323	△ 196
	小計	806,518	806,323	△ 196
合計		2,689,686	2,708,394	18,708

(注) 投資信託受益証券であります

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券

	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
投資信託	200,000	-	-

(デリバティブ取引関係)

当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

(退職給付関係)

第31期 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	
1. 採用している退職給付制度の概要	
当社は、確定給付企業年金制度、確定拠出年金制度及び退職一時金制度を有しております。	
2. 退職給付債務及びその内訳	
(1) 退職給付債務(千円)	△ 255,385
(2) 年金資産(千円)	192,751
(3) 未積立退職給付債務(1)+(2)(千円)	△ 62,634
(4) 会計基準変更時差異の未処理額(千円)	1,478
(5) 貸借対照表計上額純額 (3)+(4)(千円)	△ 61,157
(6) 前払年金費用(千円)	-
(7) 退職給付引当金(5)+(6)(千円)	△ 61,157
3. 退職給付費用の内訳	
退職給付費用(千円)	249,207
(1) 確定拠出型年金掛金支払額(千円)	52,404
(2) 勤務費用(千円)	126,511
(3) 会計基準変更時差異の費用処理額(千円)	493
(4) 臨時に支払った割増退職金(千円)	69,800
4. 退職給付債務の計算基礎	
退職給付の重要性が乏しいことから、退職給付に係る会計基準(「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成10年6月16日))に定める簡便法による退職給付債務を用いて退職給付引当金及び退職給付費用を計上しているため、該当ありません。	

第32期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	
1. 採用している退職給付制度の概要	
当社は、確定給付企業年金制度、確定拠出年金制度及び退職一時金制度を有しております。	
2. 退職給付債務及びその内訳	
(1) 退職給付債務(千円)	△ 354,831
(2) 年金資産(千円)	295,087
(3) 未積立退職給付債務(1)+(2)(千円)	△ 59,744
(4) 会計基準変更時差異の未処理額(千円)	985
(5) 貸借対照表計上額純額 (3)+(4)(千円)	△ 58,759
(6) 前払年金費用(千円)	-
(7) 退職給付引当金(5)+(6)(千円)	△ 58,759
3. 退職給付費用の内訳	
退職給付費用(千円)	222,723
(1) 確定拠出型年金掛金支払額(千円)	46,260
(2) 勤務費用(千円)	168,695
(3) 会計基準変更時差異の費用処理額(千円)	493
(4) 臨時に支払った割増退職金(千円)	7,275
4. 退職給付債務の計算基礎	
退職給付の重要性が乏しいことから、退職給付に係る会計基準(「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成10年6月16日))に定める簡便法による退職給付債務を用いて退職給付引当金及び退職給付費用を計上しているため、該当ありません。	

(税効果会計関係)

第31期 (平成24年3月31日現在)		第32期 (平成25年3月31日現在)	
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳		1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
繰延税金資産	(千円)	繰延税金資産	(千円)
前受収益否認額	233,446	前受収益否認額	80,176
繰越欠損金	974,852	繰越欠損金	966,686
未払費用否認額	42,625	未払費用否認額	32,126
賞与引当金等損金算入限度超過額	26,968	賞与引当金等損金算入限度超過額	37,004
退職給付引当金損金算入限度超過額	21,796	退職給付引当金損金算入限度超過額	44,832
減価償却資産	18,095	減価償却資産	7,449
資産除去債務	22,173	資産除去債務	16,852
その他	17,433	その他	9,753
繰延税金資産小計	1,357,388	繰延税金資産小計	1,194,878
評価性引当金	△ 1,176,212	評価性引当金	△ 1,092,719
繰延税金負債との相殺	△ 8,720	繰延税金負債との相殺	△ 3,651
繰延税金資産合計	172,456	繰延税金資産合計	98,508
繰延税金負債		繰延税金負債	
資産除去負債会計基準適用に伴う		資産除去負債	△13,226
有形固定資産計上額	△ 19,301	その他有価証券評価差額金	△ 6,668

繰延税金負債小計	△ 19,301	繰延税金負債小計	△ 19,894
繰延税金資産との相殺	8,720	繰延税金資産との相殺	3,651
繰延税金負債合計	△ 10,581	繰延税金負債合計	△ 16,243
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳		2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	
当事業年度は税引前当期純利益となっておりますが、税務上の課税所得が発生していないため記載を省略しております。		同左	
3. 法定実効税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正		3. 法定実効税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正	
経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法が平成23年12月2日に公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成24年4月1日以後に解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の40.7%から回収又は支払が見込まれる期間が平成24年4月1日から平成27年3月31日までのものは38.0%、平成28年4月1日以後のものについては35.6%にそれぞれ変更されております。なお、この税率変更による影響額は軽微であります。		-----	

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

（1）資産除去債務の概要

当社は、本社オフィスに関して、建物所有者との間で貸室賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約上の義務に関して資産除去債務を計上しております。

（2）当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を17年間(建物の減価償却期間)と見積り、割引率は当該減価償却期間に見合う国債の流通利回り(2.0%)を使用して、資産除去債務の金額を計算しております。

（3）事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

	第31期 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)	第32期 (自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日)
期首残高	58,469千円	62,213千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	3,632千円	-千円
時の経過による調整額	1,224千円	1,133千円
資産除去債務の履行による減少額	△1,112千円	△12,429千円
期末残高	62,213千円	50,917千円

（セグメント情報等）

（セグメント情報）

第31期(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)及び第32期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っております。当社は、投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの附帯業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。

従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

(関連情報)

第31期(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

1. 製品およびサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

第32期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1. 製品およびサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

投資信託の名称	委託者報酬	関連するセグメント名
アムンディ・リソナ米国ハイ・イールド債券ファンド （ブラジルリアルコース）	949,852	投資運用業及び投資助言・代理 業並びにこれらの附帯業務

（報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報）

第31期(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)及び第32期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

当社は開示対象となるセグメントはありませんので、報告セグメントごとの固定資産の減損損失の記載を省略しております。

（報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報）

第31期(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日) 及び第32期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

該当事項はありません。

（報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報）

第31期(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日) 及び第32期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

第31期(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(1) 当社の親会社及び法人主要株主等

種 類	会 社 等 の 名 称	所在地	資本金又は 出資金	事業 の 内容 又は 職業	議決権 等の所 有 (被所有) 割合	関 係 内 容		取引の内容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
						役員 の兼 任等	事業上 の関係				

親会社	アムンディ・エス・アー	フランス パリ市	584,711 (千ユーロ)	投資 顧問業	(被所有) 間接 100%	なし	投資信託、投資顧問契約の再委任等	運用受託報酬 *1	105,079	未収運用受託報酬	23,404
								委託者報酬 *1	52,734	未収委託者報酬	43,036
								投資助言報酬 *1	8,810	未収投資助言報酬	19,632
								情報提供、コンサルティング料（その他営業収益） *1	351,338	未収収益	88,400
								委託調査費等の支払 *2	177,464	未払金	55,401

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

*1 各報酬等については、当該各契約に基づいて決定しております。

*2 委託調査費等の支払については、ファンドの運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

(2) 子会社等

種 類	会 社 等 の 名 称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関 係 内 容		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	エスジー・アセットマネジメント(シンガポール) 株式会社	シンガポール シンガポール市	-	投資顧問業	(所有) 直接 85%	なし	アジア地域の運用拠点	清算受取配当金	73,294	-	-

(注) エスジー・アセットマネジメント(シンガポール) 株式会社は平成24年4月30日に解散手続を終了しております。

(3) 兄弟会社等

種 類	会 社 等 の 名 称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関 係 内 容		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
兄弟会社	アムンディ・インベストメント・ソリューションズ	フランス パリ市	78,077 (千ユーロ)	投資顧問業	-	なし	投資助言契約の再委任等	委託調査費等の支払 *1	237,309	前払費用	192,938
										未払金	4,293
兄弟会社	アムンディ・ルクセンブルグ	ルクセンブルグ	6,805 (千ユーロ)	投資顧問業	-	なし	運用再委託	運用受託報酬 *2	67,775	未収運用受託報酬	67,387
								委託者報酬 *2	41,357	未収委託者報酬	60,729
								投資助言報酬 *2	18,137	未収投資助言報酬	18,137

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

*1 委託調査費等の支払については、ファンドの運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

*2 各報酬等については、当該各契約に基づいて決定しております。

第32期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(1) 当社の親会社及び法人主要株主等

種 類	会 社 等 の 名 称	所在地	資本金又は 出資金	事業 の 内容 又は 職業	議決権 等の所有 (被所有) 割合	関 係 内 容		取引の内容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
						役員 の兼任 等	事業上 の関係				
親会社	アムン ディ・ エス・ア ー	フラン ス パリ市	584,711 (千ユー ロ)	投資 顧問 業	(被所有) 間接 100%	なし	投資信 託、投資 顧問契 約の再 委任等	運用受託報 酬 *1	98,859	未収運用受託 報酬	61,411
								委託者報酬 *1	7,816	未収委託者報 酬	7
								投資助言報 酬 *1	14,132	未収投資助言 報酬	-
								情報提供、コ ンサルティ ング料（その 他営業収益） *1	196,929	未収収益	29,393
								委託調査費 等の支払 *2	181,969	未払金	46,863

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

*1 各報酬等については、当該各契約に基づいて決定しております。

*2 委託調査費等の支払については、ファンドの運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

(2) 兄弟会社等

種 類	会 社 等 の 名 称	所在地	資本金又は 出資金	事業 の 内容 又は 職業	議決権 等の所有 (被所有) 割合	関 係 内 容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員 の兼任 等	事業上 の関係				
兄弟 会社	アムン ディ・イ ンベス トメン ト・ソリ ューシ ョンズ	フラン ス パリ市	78,077 (千ユー ロ)	投資 顧問 業	-	なし	投資助 言契約 の再委 任等	委託調査費 等の支払 *1	180,803	前払費用	92,906
										未払金	4,801

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

*1 委託調査費等の支払については、ファンドの運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

アムンディ・ジャパン ホールディング株式会社(非上場)
 アムンディ エス・アー(非上場)
 アムンディ・グループ エス・アー(非上場)
 クレディ・アグリコル エス・アー(ユーロネクスト パリに上場)

(一株当たり情報)

第31期 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)		第32期 (自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日)	
1株当たり純資産額	2,796.79円	1株当たり純資産額	2,793.69円
1株当たり当期純利益金額	63.12円	1株当たり当期純利益金額	113.36円
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。 当期純利益 151,493千円		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。 当期純利益 272,076千円	

普通株式に係る当期純利益	151,493千円	普通株式に係る当期純利益	272,076千円
期中平均株式数	2,400千株	期中平均株式数	2,400千株

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます)。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます)。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)、(5)において同じ）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)、(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- (1) 定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

該当事項はありません。

- (2) 訴訟事件その他の重要事項

本書提出前1年以内において、訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

- ・名称 株式会社りそな銀行
- ・資本金の額 279,928百万円（平成25年3月末日現在）
- ・事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

- ・名称 株式会社りそな銀行
- ・資本金の額 279,928百万円（平成25年3月末日現在）
- ・事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

- ・名称 株式会社埼玉りそな銀行
- ・資本金の額 70,000百万円（平成25年3月末日現在）
- ・事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

- ・名称 株式会社SBI証券
- ・資本金の額 47,937百万円（平成25年3月末日現在）
- ・事業の内容 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。受託会社は、ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

<再信託受託会社の概要>

- ・名称 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
- ・資本金の額 51,000百万円（平成25年3月末日現在）
- ・事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

ファンドの販売会社として、募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等を行います。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

第3【参考情報】

当計算期間において提出された、ファンドにかかる金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類は以下のとおりです。

平成24年12月10日	有価証券報告書・有価証券届出書
平成25年 6月10日	半期報告書・訂正有価証券届出書

独立監査人の監査報告書

平成25年10月23日

アムンディ・ジャパン株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているりそな・小型株ファンドの平成24年9月11日から平成25年9月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、りそな・小型株ファンドの平成25年9月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

アムンディ・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成25年6月12日

アムンディ・ジャパン株式会社

取締役会御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 鶴田光夫 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアムンディ・ジャパン株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第32期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アムンディ・ジャパン株式会社の平成25年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。